



資料 1

諮 問

鳥取県海区漁業調整委員会

資源管理指針・資源管理計画作成要領（平成23年3月29日付22水管第2354号水産庁長官通知）に基づく「鳥取県資源管理指針」について検討をしたいので、同要領第2の3の（2）の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

平成28年2月25日

鳥取県農林水産部長 岸田 悟



漁業所得補償制度について

平成28年3月11日
水産課

平成23年4月から、国の制度「資源管理・収入安定対策（漁業所得補償対策）」により、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対し、漁業共済の仕組みを活用した資源管理・収入安定対策を構じ、コスト対策と合わせた総合的な所得補償制度が始まりました。

1 制度の概要

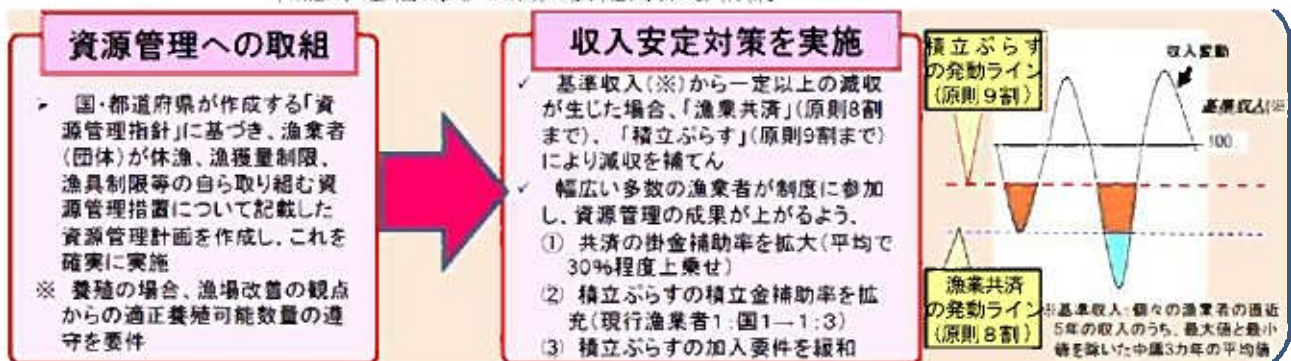
(1) 漁業における所得補償の考え方

$$\text{「所得」} = \text{「収入」} - \text{「コスト」}$$

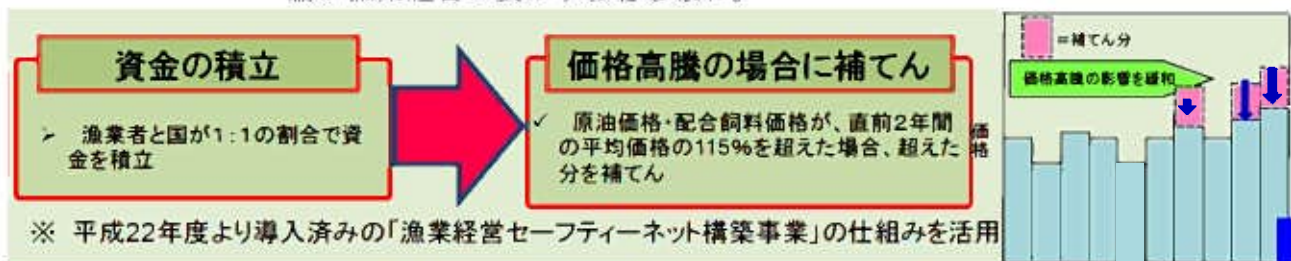
①収入安定対策 ②コスト対策（燃油等）

(2) 所得補償対策の内容

①収入安定対策：資源管理に積極的に取り組む漁業者を対象として、漁業共済・積立プラスの仕組みを活用した収入安定対策を構築



②コスト対策：「漁業経営セーフティネット構築事業」により、燃油や養殖用配合餌料の高騰が漁業経営に及ぼす影響を緩和。



(3) 収入安定対策の進め方

- ・ 国、県は水産資源の管理のあり方についての基本方針を定めた「資源管理指針」を策定
- ・ 漁業者は、「資源管理指針」に基づき、魚種または漁業種類毎に資源管理計画を策定
- ・ 各県ごとに資源管理協議会（構成は県、漁業者代表、共済団体）を設立し、参画漁業者の計画の履行状況を確認

(4) 平成27年度の見直しスケジュール

① 評価検証報告書

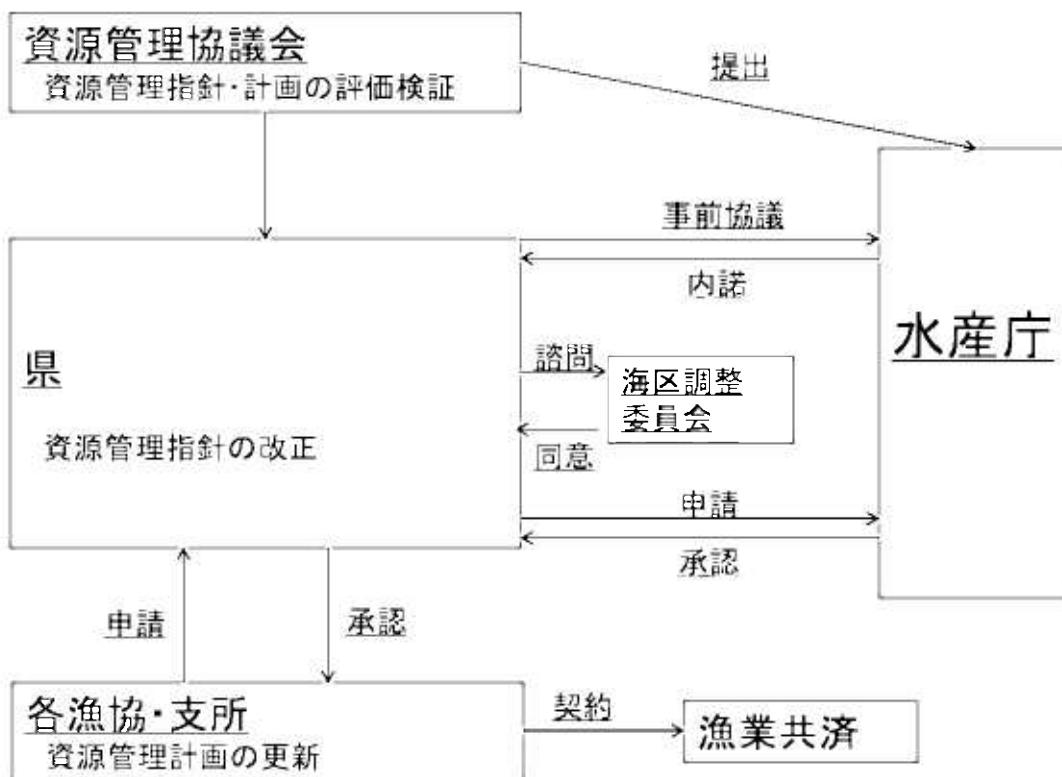
- 1 1月 : 資源管理協議会へ素案提示
- ↓
- 1 2～1月 : 水産庁への事前協議（任意）
作業担当者による内容のチェック
- ↓
- 1 月26日 : 資源管理に原案を提示
- ↓
- 1 月末 : 水産庁へ提出

② 資源管理指針の改正

- 1 月26日 : 資源管理協議会へ原案提示
- ↓
- 2 月10日 : 水産庁への事前協議・・・了解済
- ↓
- 2 月25日 : 資源管理協議会で決議
- ↓
- 3 月11日 : 海区漁業調整委員会へ諮問
- ↓
- 3 月 : 水産庁へ申請→承認

③ 資源管理計画の再提出

- 4 月以降 : 各組合（支所）から、新指針に基づく資源管理計画の再提出
※漁業共済の契約更新前に県の承認が必要



資源管理計画の評価・検証 総括表-1

計画名	参画地区 (平成28年3月時点)	評価データ	評価結果	資源管理指針・資源管理計画 記載内容(現行)		資源管理指針・資源管理計画 見直し(案)
				履行確認措置	その他措置	
スルメイカ・ケンサキイカ	浦富、田後、網代、賀藤、酒津、浜村、夏泊、青谷、境泊、赤碓、境港	スルメイカ: 漁獲量	維持	【10～30トン船】 休漁日の設定(3月～5月の間、月一回相当、合計3日以上)	なし	【10～30トン船】 照明設備(光力) 160kw 【5～10トン船】 照明設備(光力) 120kw 【共通】 省燃油活動(船底清掃、防汚塗料の塗布、漁獲情報共有化)
		ケンサキイカ: 漁獲量	変動が大きい 減少傾向	【5～10トン船】 休漁日の設定(3月～5月の間、月一回相当、合計3日以上) または 休漁日の設定(6月～8月の間、週一回相当、合計12日以上) 【5トン未満船】 休漁日の設定(6月～8月の間、週一回相当、合計12日以上)		
アカイカ	賀藤、酒津、浜村、夏泊、青谷、境泊	漁獲量	変動が大きい	9～11月の3ヶ月間 週1回相当(12日以上)の休漁日を設ける(毎年漁期前に決定)	なし	省燃油活動(船底清掃、防汚塗料の塗布)
コウイカ	福部	漁獲量	減少 (従事者数の減少)	9月から翌年3月の間休漁	なし	なし
シラス(カタケチイワシ)	境港	漁獲量	維持	11～1月の3ヶ月間 週1回相当(12日以上)の休漁日を設ける(毎年漁期前に決定)	なし	なし
トビウオ類	田後、青谷、赤碓	漁獲量	維持	6～8月の3ヶ月間 週1回相当(12日以上)の休漁日を設ける(毎年漁期前に決定)	なし	なし
シイラ	浜村、赤碓	漁獲量	変動が大きい 減少傾向	6～8月の3ヶ月間 週1回相当(12日以上)の休漁日を設ける(毎年漁期前に決定)	なし	省燃油活動(船底清掃、防汚塗料の塗布)
バイ	賀藤、酒津、浜村、境泊、淀江	漁獲量	増加	サイズ制限(殻高3cm以上)かご数制限(万能かご200個/隻、または丸かご400個/隻まで)保護区の設定	なし	現行措置の継続 産卵器の設置
タコ類	淀江	漁獲量	変動が大きい	7月15日～10月15日の間休漁	なし	なし

資源管理計画の評価・検証 総括表-2

計画名	参画地区 (平成28年3月時点)	評価データ	評価結果	資源管理指針・資源管理計画 記載内容(現行)		資源管理指針・資源管理計画 見直し(案)	
				履行確認措置	その他措置	履行確認措置	その他措置
カワハギ類	賀露、酒津、浜村、夏泊、首谷、泊	漁獲量	維持	6～7月の2ヶ月間を休漁	なし	現行措置の継続	小型魚の放流(機動的対応) 【公的規制】 かご数制限 採集時間制限
小型底びき網(スビけた網)漁業	田後、賀露、浜村、首谷、泊、赤崎、淀江、境港	漁獲量 魚種別漁獲量 経営体数 努力量当の漁獲量 漁具改良試験結果	減少(メイトカレイ、ヒラメ等の資源が減少)	6～8月の3ヶ月間 週1回相当(12日以上)の休漁日を設ける(毎年漁期前に決定)	漁獲サイズ規制 (ヒラメ:全長25cm、メイトカレイ類:全長14cm、マダイ:尾長13cm) 網目規制 (6節以上(美保湾海域を除く)。その他、稚魚の発生動向に応じ、機動的対応)	現行措置の継続 操業禁止区域 (鳥取市浜坂と鳥取市福部町の境界から正北の線～阿都陀川河口の正北の線、水深30m以浅(1～9月)、鳥取市浜坂と鳥取市福部町の境界から正北の線～湯梨浜町宇野と宇谷界の正北の線、距岸1,000m以内(10～12月)) ヒラメの種苗放流(美保湾) ※操業ルール(公的規制の見直し検討)	
固定式刺網漁業	賀露、酒津、浜村、夏泊、赤崎、中山、御来屋、淀江、境港	漁獲量 経営体数 努力量当の漁獲量	維持	6～8月の3ヶ月間 週1回相当(12日以上)の休漁日を設ける(毎年漁期前に決定)	漁獲サイズ規制 (ヒラメ:全長25cm、マダイ:尾又長13cm) 【三重網】 5月操業禁止(県東部50m以深、県中西部水深30m以深)	現行措置の継続 省燃油活動 (潮流情報の利活用、給底清掃、防汚塗料の塗布)	
小型定置網漁業	浦富、夏泊、御来屋	漁獲量 魚種別漁獲量 経営体数 努力量当の漁獲量	維持	休漁期間の設定(2ヶ月以上)	漁獲サイズ規制 (ヒラメ:全長25cm、マダイ:尾又長13cm)	現行措置の継続 クロマグロ未成魚の漁獲抑制	
採貝(採藻)漁業	浦富、網代、福部、賀露、酒津、浜村、夏泊、首谷、泊、赤崎、中山、淀江、境港	漁獲量 魚種別漁獲量 経営体数 努力量当の漁獲量	維持	6～8月の3ヶ月間 週1回相当(12日以上)の休漁日を設ける(毎年漁期前に決定) 9月1日から翌年5月31日まで の間、イワガキ漁を休漁	イワガキのサイズ規制 (殻高10cm以上 または重量200g以上) イワガキの漁獲量制限 (各地区ごとに決定)	現行措置の継続 アワビ、サザエのサイズ規制 (漁業権行使規則で規定) 藻類の休漁期間設定 (漁業権行使規則で規定) 種苗放流 藻場造成 未利用海藻の利活用	

資源管理計画の評価・検証 総括表-3

計画名	参画地区 <small>(平成28年3月時点)</small>	評価データ	評価結果	資源管理指針・資源管理計画 記載内容(現行)		資源管理指針・資源管理計画 見直し(案)	
				履行確認措置	その他措置	履行確認措置	その他措置
釣り(立て釣り・曳き縄釣り)漁業	浦富、網代、賀露、酒津、浜村、夏泊、吉谷、泊、赤崎、中山、御来屋、淀江	漁獲量 魚種別漁獲量 個別漁獲量(キジハタ)	維持 (キジハタは増加)	6～8月の3ヶ月間 週1回相当 (12日以上)の休漁日を設ける (毎年漁期前に決定)	漁獲サイズ規制 (キジハタ、小型魚) 種苗放流 (キジハタ、ヒラメ) 高鮮度出荷・ブランド化 (サワラ等)	現行措置の継続 漁獲サイズ規制 (キジハタ、小型魚) 種苗放流 (キジハタ、ヒラメ) 高鮮度出荷・ブランド化 (サワラ等)	

鳥取県資源管理指針 変更新旧対照表

改正案	旧行
<p>鳥取県資源管理指針</p> <p>平成23年3月30日制定 平成27年3月00日 部改正</p>	<p>鳥取県資源管理指針</p> <p>平成23年3月30日制定</p>
<p>第1 鳥取県の海洋生物の保存及び管理に関する基本的な考え方</p>	<p>第1 鳥取県の海洋生物の保存及び管理に関する基本的な考え方</p>
<p>1 鳥取県の漁業の概観</p> <p>鳥取県沿岸の海岸線は総延長129kmで、起伏の少ない構造をしており、東部には岩礁海岸、中西部には軟石帯、西部には外洋性内湾の美保湾を有するが、その約65%が鳥取砂丘、北条砂丘に代表される砂浜海岸で構成されている。</p> <p>また、本県沿岸は対馬暖流の沿岸流が卓越し、沖合に形成される鳥根沖冷水及び山陰若狭沖冷水の消長により、水産資源の種々の輸送や回遊魚の来遊が左右されることから、一般に漁場形成が不安定な傾向がある。</p> <p>鳥取県における漁業生産量及び生産金額（個人）はそれぞれ56,426 t、15,007 百万円（平成25年鳥取県農林水産統計年報）となっている。また、漁業就業者数については、1,320人、漁業経営体数は669経営体（平成25年漁業センサス）である。</p> <p>このうち、大區許可漁業である大中型まき網漁業、社会底びき網漁業、かにかご漁業（ベニズワイガニ）、中型イカ釣り漁業を除く沿岸漁業について概観すると、水揚げされる魚種は、スルメイカ、ケンサキイカ等のイカ類が多く、サワラ、ハマチ、アジ類、サワラ等の魚種が上位を占めている。</p> <p>漁業種別としては、小型いかつり漁業、刺網漁業、小型底びき網漁業、かわはぎかご網漁業等の知事許可漁業、あわいかつり漁業、あわいかつり漁業、一本釣り漁業、曳き網釣り漁業などの自由漁業、アワビ、ササユイ、ワカギ等を対象とした漁業種による急激な海洋環境の変化、大型クラゲ・赤潮の発生などが盛んである。</p> <p>近年、海水温上昇などによる急激な海洋環境の変化、原油価格の高騰、水産物の産地価格の低下などの要因により、水産資源の全般的な低迷、燃料価格の高騰、水産物の産地価格の低下などの要因により、本県の沿岸漁業は極めて厳しい現状にある。</p> <p>特に、最近ではヒラメ、カレイ類など、かつて沿岸漁業者の主な収入源となっていた魚種の資源状況が著しく低迷する一方、サワラ、カワハギ類（ワマツラハギ）等の暖海性魚種が増加傾向にある。このような魚種組成の変化に対応し、かつての主要漁業であった小型底びき網などへの依存度が低下する一方、かわはぎかご網漁業、サワラ等の曳き網釣り漁業、あわいかつり漁業などの新しい漁業が沿岸漁業者の中で広まっている。</p>	<p>1 鳥取県の漁業の概観</p> <p>鳥取県沿岸の海岸線は総延長129kmで、起伏の少ない構造をしており、東部には岩礁海岸、中西部には軟石帯、西部には外洋性内湾の美保湾を有するが、その約65%が鳥取砂丘、北条砂丘に代表される砂浜海岸で構成されている。</p> <p>また、本県沿岸は対馬暖流の沿岸流が卓越し、沖合に形成される鳥根沖冷水及び山陰若狭沖冷水の消長により、水産資源の種々の輸送や回遊魚の来遊が左右されることから、一般に漁場形成が不安定な傾向がある。</p> <p>鳥取県における漁業生産量及び生産金額（個人）はそれぞれ59,699 t、17,497 百万円（平成20年鳥取県農林水産統計年報）ただし、生産金額は平成19年の値）となっている。また、漁業就業者数については、1,568人、漁業経営体数は768経営体（平成20年漁業センサス）である。</p> <p>このうち、大區許可漁業である大中型まき網漁業、社会底びき網、かにかご漁業（ベニズワイガニ）、中型イカ釣り漁業を除く沿岸漁業について概観すると、水揚げされる魚種は、スルメイカ、ケンサキイカ等のイカ類が多く、次いで、ハマチ、アジ類、サワラ等の魚種が上位を占めている。</p> <p>漁業種別としては、小型いかつり漁業、刺網漁業、小型底びき網等の知事許可漁業、あわいかつり漁業、あわいかつり漁業、一本釣り漁業、あわいかつり漁業、一本釣り漁業、一本釣り漁業、一本釣り漁業などの自由漁業、アワビ、ササユイ、ワカギ等を対象とした漁業種による急激な海洋環境の変化、大型クラゲ・赤潮の発生などが盛んである。</p> <p>近年、海水温上昇などによる急激な海洋環境の変化、原油価格の高騰、水産物の産地価格の低下などの要因により、本県の沿岸漁業は極めて厳しい現状にある。</p> <p>特に、最近ではヒラメ、カレイ類など、かつて沿岸漁業者の主な収入源となっていた魚種の資源状況が著しく低迷する一方、サワラ、カワハギ類（ワマツラハギ）等の暖海性魚種が増加傾向にある。このような魚種組成の変化に対応し、かつての主要漁業であった小型底びき網などへの依存度が低下する一方、かわはぎかご網漁業、サワラ等の曳き網釣り漁業、あわいかつり漁業などの新しい漁業が沿岸漁業者の中で広まっている。</p>

改正案

現行

表 鳥取県の沿岸漁業で水揚げされる魚種（平成26年の値、鳥取県水産課調べ）

順位	魚種	漁獲量（t）
1	スルメイカ	2,394
2	サケ類（養殖）	609
3	サワラ	632
4	ハマチ	479
5	ケンサキイカ	256
6	アジ類	250
7	タイ類	215
8	ヤリイカ	181
9	カワハギ類	158
10	トビウオ類	149
11	カタクチイワシ	142
12	カキ	110
13	サザエ	81
14	アカイカ	71
15	カマス	49
16	ハイ	47
17	ヒラメ	43
18	ブリ類	32
19	コウイカ	31
20	その他カレイ類	25
21	イワシ類	23
22	シイラ	23
23	ヒラマサ	21
24	メイタガレイ類	19
25	スズキ	18
	総計	6,535

2、3（略）

表 鳥取県の沿岸漁業で水揚げされる魚種（平成21年の値、鳥取県水産課調べ）

順位	魚種	漁獲量（t）
1	スルメイカ	2,520
2	その他イカ類	757
3	ケンサキイカ、ブドウイカ	732
4	ハマチ	695
5	アジ類	474
6	タイ類	270
7	サワラ	206
8	アカイカ	186
9	トビウオ類	185
10	カキ	174
11	カワハギ類	167
12	イワシ類	146
13	サザエ	117
14	その他貝類	99
15	その他魚類	82
16	カタクチイワシ	73
17	その他カレイ類	55
18	ヒラメ	49
19	コウイカ類	46
20	タニ類	41
	総計	7,390

2、3（略）

第2 海洋生物資源毎の動向及び管理の方向

【魚種別資源管理】

1 スルメイカ・ケンサンキイカ
スルメイカ

スルメイカは、本県の沿岸漁業の一つであるいかつり漁業で主に漁獲される。このうち総トン数5～30tの漁船を使用しているいかつり漁業は「小型いかつり漁業」と言い、知事許可（大巨船出）漁業となっている。本県では、イカの回遊にあわせて日本海各地で操業する19t型漁船（10t以上30t未満）と、主に本県沖合で操業する10t型漁船（5t以上10t未満）がある。なお、5t未満の船舶の小型いかつり漁業と同様で、本県沖合を主漁場としている。しかしながら、近年は本県沖合における漁場形成が極めて不安定であり、特に晩秋～晩冬の南下期の漁場がほとんど形成されない状況にある。

スルメイカは、本県の沿岸漁業の中で最も水揚げの多い魚種であり、本県船による漁獲量（県外海域での漁獲を含む）は、概ね3,000t前後である（下図）。

なお、平成26年（2014年）度の資源評価調査によると、日本海におけるスルメイカ資源の状況は秋季産卵生群が高位横ばい、冬季産卵生群が中位横ばい傾向にあると判断されている。

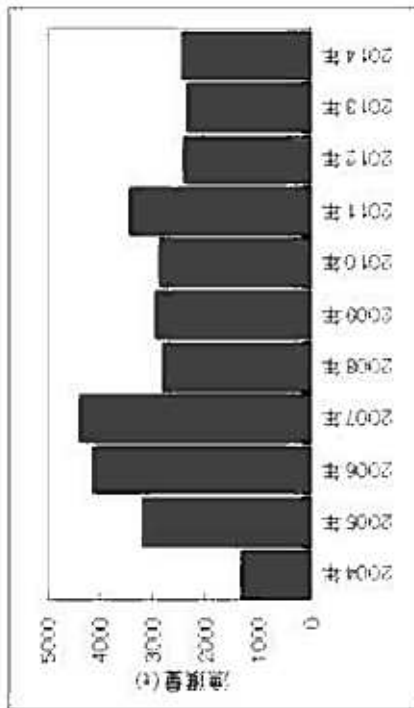


図 鳥取県船によるスルメイカの漁獲量の推移（鳥取県水産課調べ）

ケンサンキイカ

ケンサンキイカは本県の沿岸漁業の中で水揚げ上位の魚種であり、漁獲量は2011年の1,082tをピークに減少している（下図）。平成26年（2014年）年度の資源評価調査によると、日本海、東シナ海系群のケンサンキイカの資源水準は、低位横ばい傾向と評価されている。

ケンサンキイカもスルメイカと同様、上にかつり漁業で漁獲されるが、漁場がスルメイカよりも沿岸より形成されるため、スルメイカに比べると5t未満の小規模漁船による漁獲の割合が高くなる。

第2 海洋生物資源毎の動向及び管理の方向

【魚種別資源管理】

1 スルメイカ・ケンサンキイカ
スルメイカ

スルメイカは、本県の沿岸漁業の一つであるいかつり漁業で主に漁獲される。このうち総トン数5～30tの漁船を使用しているいかつり漁業は「小型いかつり漁業」と言い、知事許可（大巨船出）漁業となっている。本県では、イカの回遊にあわせて日本海各地で操業する19t型漁船（10t以上30t未満）と、主に本県沖合で操業する10t型漁船（5t以上10t未満）がある。なお、5t未満の船舶の小型いかつり漁業と同様で、本県沖合を主漁場としている。しかしながら、近年は本県沖合における漁場形成が極めて不安定であり、特に晩秋～晩冬の南下期の漁場がほとんど形成されない状況にある。

スルメイカは、本県の沿岸漁業の中で最も水揚げの多い魚種であり、本県船による漁獲量（県外海域での漁獲を含む）は、概ね3,000t前後である（下図）。

なお、平成22年度（2010年）の資源評価調査によると、日本海におけるスルメイカ資源の状況は秋季産卵生群が高位横ばい、冬季産卵生群が中位横ばい傾向にあると判断されている。

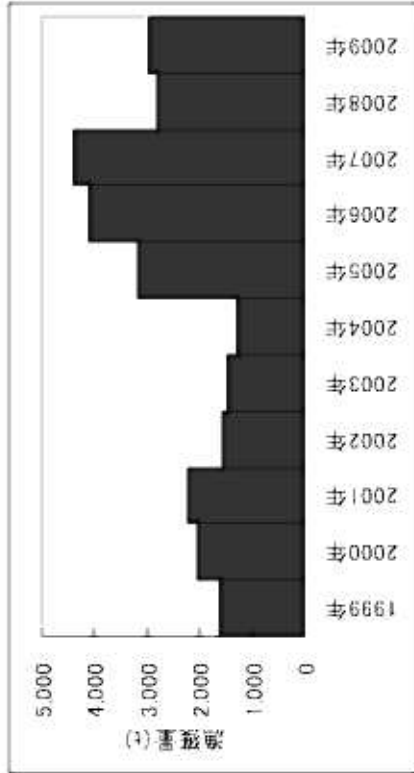


図 鳥取県船によるスルメイカの漁獲量の推移（鳥取県水産課調べ）

ケンサンキイカ

ケンサンキイカは本県の沿岸漁業の中でスルメイカに次いで水揚げの多い魚種であり、漁獲量は500t前後で推移している（下図）。平成22年度（2010年）の資源評価調査によると、日本海、東シナ海系群のケンサンキイカの資源水準は、低位横ばい傾向と評価されている。

ケンサンキイカもスルメイカと同様、上にかつり漁業で漁獲されるが、漁場がスルメイカよりも沿岸より形成されるため、スルメイカに比べると5t未満の小規模漁船による漁獲の割合が高くなる。

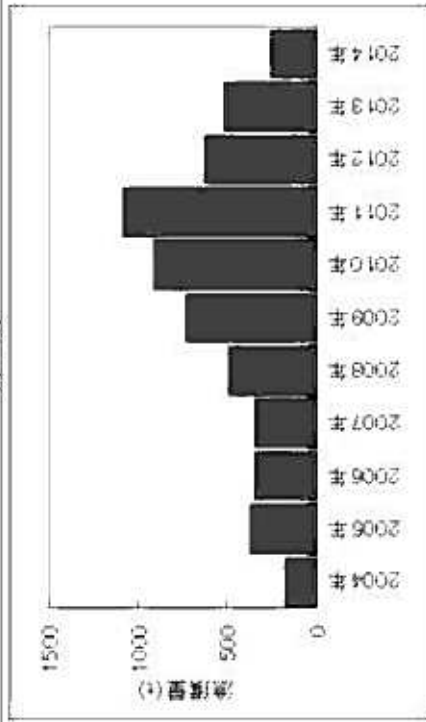


図 鳥取県船によるケンサキイカの漁獲量の推移 (鳥取県水産課調べ)

(2) 資源管理目標
現状の資源状況を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置
いかつり漁業：

スルメイカについては TAC (漁獲可能量) による管理の体制がすでに制度化されている。また、この漁業については、使用する集魚灯の光力によって漁獲圧が変わるため、漁業調整規則や許可の制限又は条件などで光力制限等が設定されている。これら、TAC 制度や公的規制の遵守による資源管理の推進に加え、現状の資源状態を維持するため、下記の自主的措置に取り組み漁獲努力量の削減を図る必要がある。

① 休漁日の設定 (毎年の漁期前に決定)

上記措置のほか、光力の上限定定などの措置にも取り組み、資源の維持増大を図る必要がある。

なお、他道府県海域で操業する者については、自県海域同様、当該海域における公的資源管理措置を遵守するとともに、資源の維持増大のための措置についても取り組む必要がある。

さらに、漁業経営の改善のために、船底清掃、防汚塗料の塗布、漁場情報の共有化などの省エネルギー活動に努める必要がある。

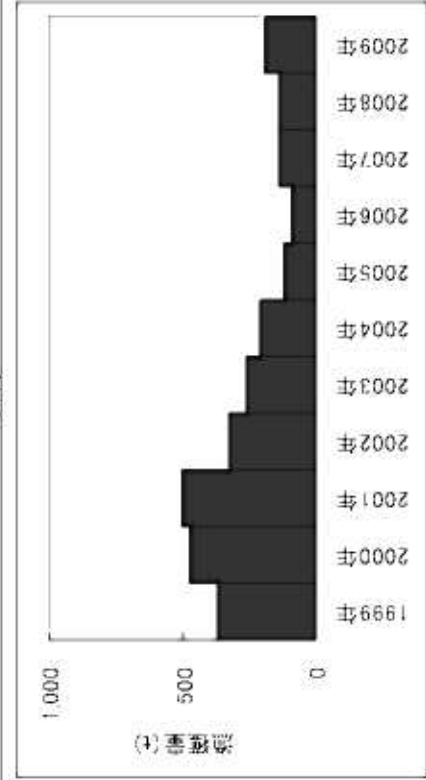


図 鳥取県船によるケンサキイカの漁獲量の推移 (鳥取県水産課調べ)

(2) 資源管理目標
現状の資源状況を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置
いかつり漁業：

スルメイカについては TAC (漁獲可能量) による管理の体制がすでに制度化されている。また、この漁業については、使用する集魚灯の光力によって漁獲圧が変わるため、漁業調整規則や許可の制限又は条件などで光力制限等が設定されている。これら、TAC 制度や公的規制の遵守による資源管理の推進に加え、現状の資源状態を維持するため、下記の自主的措置に取り組み漁獲努力量の削減を図る必要がある。

なお、使用船舶が 10 ～ 30 t、5 ～ 10 t、5 t 未満の船で操業形態や許可の内容が異なることから、船舶の種類ごとに下記のような措置を導入するものとする。

【10 ～ 30 t 船】

① 休漁日の設定 (毎年の漁期前に決定)
上記措置のほか、光力の上限定定などの措置にも取り組み、資源の維持増大を図る必要がある。

【5 ～ 10 t 船】

① 休漁日の設定 (毎年の漁期前に決定)

【5 t 未満船】

① 休漁日の設定 (毎年の漁期前に決定)

なお、他道府県海域で操業する者については、自県海域同様、当該海域における公的資源管理措置を遵守するとともに、資源の維持増大のための措置についても取り組

必要がある。

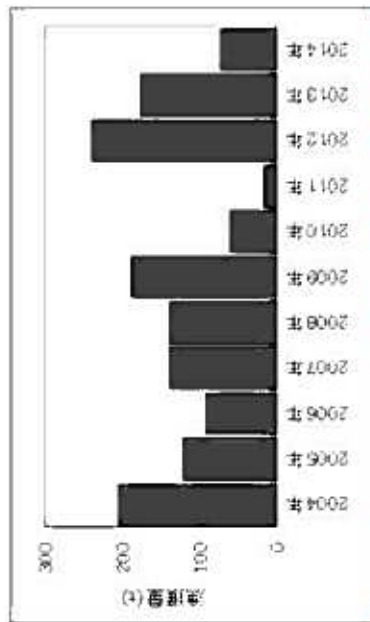
改正案

2. アカイカ(ソデイカ)

(1) 資源及び漁獲の状況
 ソデイカは鳥取県では「アカイカ」と呼ばれており、外套長(胴体の長さ)が80cm以上にも達する大型のイカである。本県におけるアカイカの漁獲量は、平成5年(1993年)頃より増加し、夏季～秋季の沿岸漁業を支える重要な資源となっている。日本産に未遊するアカイカの資源量は対馬暖流の流況に左右されることが明らかとなっており、やがて本県沖におけるアカイカの漁獲形成は、秋季における山陰若狭沖冷水の位置や強さに左右されることが知られている。

アカイカは梅流し漁業により主に漁獲される。この漁法は、日州から日役まで横業し、一隻あたり30～50個の漁具を所持し、赤い蛍光塗料を塗った発泡スチロール製浮標に一連の番号を記入し、番号順に約100m間隔で沖合へ向かって漁具を投入する(下図参照)。イカが掛かると浮標が立つので、それを合図に漁具を揚げる。漁期は8～12月で、漁場は水深100m以上の沖合海域である。

当該漁業は自由漁業であり、公的な規制は設けられていないが、操業者数も多いため、漁場利用の観点から、梅敷、漁具間控などについて漁業者間の申し合わせが設けられている。



(略)

図 あかいかが梅流し漁業の概略図

図 鳥取県におけるアカイカの漁獲量の推移(鳥取県水産課調べ)

(2) 資源管理目標

現状の資源状況を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

あかいかが梅流し漁業
 日本産に未遊するアカイカの生産は不明な点が多いが、盛漁期における高刺な漁獲集中を抑制し、資源の効率的な利用を図るため、下記①に示す自主的措置を実施することが必要である。

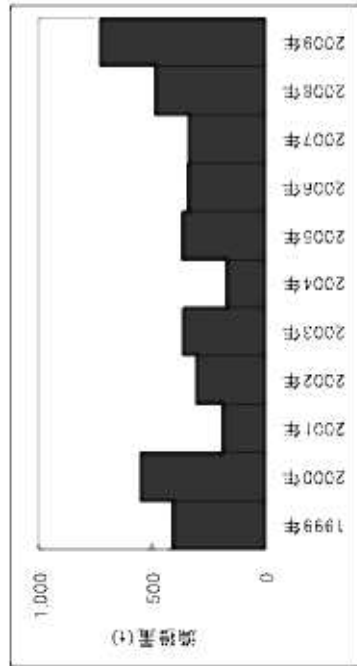
現行

2. アカイカ(ソデイカ)

(1) 資源及び漁獲の状況
 鳥取県では「アカイカ」と呼ばれるソデイカは、外套長(胴体の長さ)80cm以上に達する大型のイカである。本県におけるアカイカの漁獲量は、平成5年頃より増加し、夏季～秋季の沿岸漁業を支える重要な資源となっている。日本産に未遊するアカイカの資源量は対馬暖流の流況に左右されることが明らかとなっており、やがて本県沖におけるアカイカの漁獲形成は、秋季における山陰若狭沖冷水の位置や強さに左右されることが知られている。

アカイカは梅流し漁業により主に漁獲される。この漁法は、日州から日役まで横業し、一隻あたり30～50個の漁具を所持し、赤い蛍光塗料を塗った発泡スチロール製浮標に一連の番号を記入し、番号順に約100m間隔で沖合へ向かって漁具を投入する(下図参照)。イカが掛かると浮標が立つので、それを合図に漁具を揚げる。漁期は8～12月で、漁場は水深100m以上の沖合海域である。

当該漁業は自由漁業であり、公的な規制は設けられていないが、操業者数も多いため、漁場利用の観点から、梅敷、漁具間控などについて漁業者間の申し合わせが設けられている。



(略)

図 あかいかが梅流し漁業の概略図

図 鳥取県におけるアカイカの漁獲量の推移(鳥取県水産課調べ)

(2) 資源管理目標

現状の資源状況を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

あかいかが梅流し漁業
 日本産に未遊するアカイカの生産は不明であるが、盛漁期における高刺な漁獲集中を抑制し、資源の効率的な利用を図るため、下記①に示す自主的措置を実施することが必要である。

① 休漁日の設定（毎年の漁期前に決定）

また、上記措置のほか、漁業経営の改善のために、船底清掃、防汚塗料の塗布などの省エネルギー活動に努める必要がある。

3 コウイカ類

(1) 資源の状況

本県で漁獲されるコウイカ類はコウイカ、カミナリイカなどの種により構成されているが、詳細については不明である。資源の状況についても詳細は不明であるが、鳥取県における漁獲量は、**40t前後**で比較的安定している（下図）。

本県におけるコウイカ類の漁獲は、こういかかご網漁業（下図）によるものが多い。コウイカ類の漁期は3～5月で、漁場は水深30m前後の海域である。かご網の中には木の枝を束にして入れ、産卵のためにかごに入らせたイカを漁獲する。この漁業は、自由漁業であり、公的な規制は設定されていない。

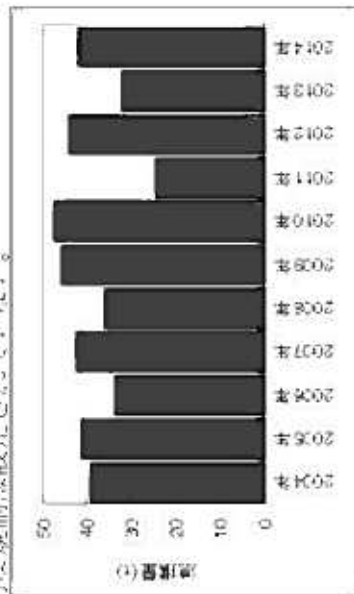


図 鳥取県におけるコウイカの漁獲量の推移（鳥取県水産課調べ）

(略)

図 こういかかご網漁略図

(2)、(3) (略)

① 休漁日の設定（毎年の漁期前に決定）

3 コウイカ類

(1) 資源の状況

本県で漁獲されるコウイカ類はコウイカ、カミナリイカなどの種により構成されているが、詳細については不明である。資源の状況についても詳細は不明であるが、鳥取県における漁獲量は、**50t前後**で比較的安定している（下図）。

本県におけるコウイカ類の漁獲は、こういかかご網漁業（下図）によるものが多い。コウイカ類の漁期は3～5月で、漁場は水深30m前後の海域である。かご網の中には木の枝を束にして入れ、産卵のためにかごに入らせたイカを漁獲する。この漁業は、自由漁業であり、公的な規制は設定されていない。

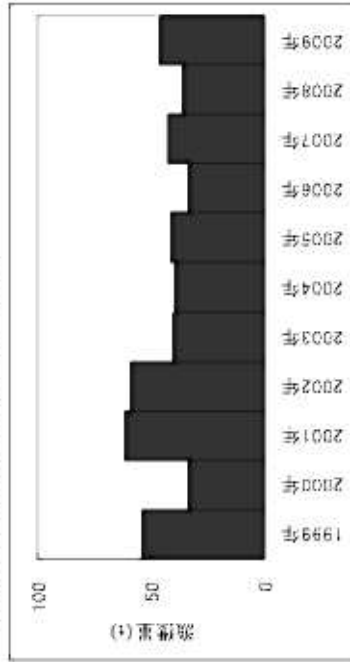


図 鳥取県におけるコウイカの漁獲量の推移（鳥取県水産課調べ）

(略)

図 こういかかご網漁略図

(2)、(3) (略)

改正案

4 シラス(カタクチイワシ)

(1) 資源及び漁獲の状況
鳥取県におけるカタクチイワシの漁獲は、主に大中小型まき網によつて漁獲され、沿岸漁業では主にいわし・あじ機船船びき網とすくい網により漁獲される。平成26年度(2014年)度の資源評価調査によると、カタクチイワシの対馬暖流系群の資源状況は底産減少傾向にあると判断されている。本県沿岸漁業におけるシラス漁場は、県西部の美保湾内及びその周辺に限られており、漁獲量は資源動向そのものよりも、来遊状況に左右されるものと考えられる。なお、いわし・あじ機船船びき網は1そうびき許可があり、県西部においてそれぞれ5件、2件の許可が出されている。また、当該漁業は許可の制限又は条件により漁期が10月15日から5月31日(2そうびき)または3月31日(1そうびき)までに制限されている。

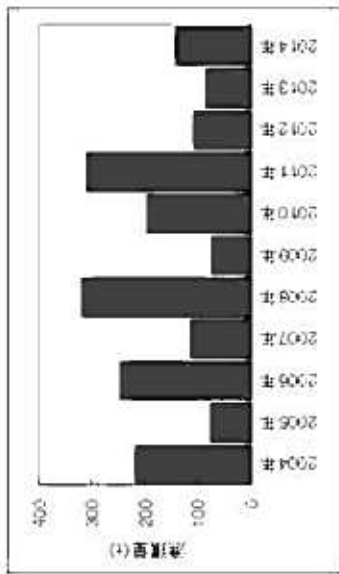


図 鳥取県におけるカタクチイワシの漁獲量(大中小型まき網を除く、鳥取県水産課調べ)

(2) 資源管理の目標

現状の資源を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

いわし・あじ機船船びき網漁業
本県に水揚げされるカタクチイワシはまき網漁業によるものが圧倒的に多く、沿岸漁業での漁獲量は、その1/10～1/100程度である。カタクチイワシの近年の資源状況としては底産減少傾向にあると判断されているが、いわし・あじ機船船びき網漁業については、公的規制による休漁期間の設定と合わせ、漁期中の安定的かつ計画的な漁獲を達成するための方策として、下記①の自主的措置に取り組み、漁獲勢力量の削減を図る必要がある。

- ① 休漁日の設定(毎年の漁期前に決定)

現行

4 シラス(カタクチイワシ)

(1) 資源及び漁獲の状況
鳥取県におけるカタクチイワシの漁獲は、主に大中小型まき網によつて漁獲され、沿岸漁業では主にいわし・あじ機船船びき網とすくい網により漁獲される。平成22年度(2010年)度の資源評価調査によると、カタクチイワシの対馬暖流系群の資源状況は中位減少傾向にあると判断されている。本県沿岸漁業におけるシラス漁場は、県西部の美保湾内及びその周辺に限られており、漁獲量は資源動向そのものよりも、来遊状況に左右されるものと考えられる。なお、いわし・あじ機船船びき網は1そうびき許可があり、県西部においてそれぞれ5件、2件の許可が出されている。また、当該漁業は漁期が11月から4月に制限されている。

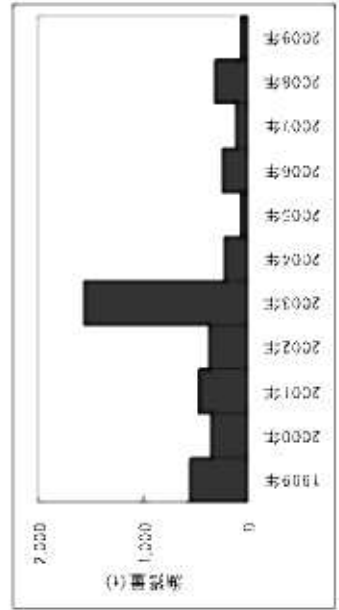


図 鳥取県におけるカタクチイワシの漁獲量(大中小型まき網を除く、鳥取県水産課調べ)

(2) 資源管理の目標

現状の資源を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

いわし・あじ機船船びき網漁業
本県に水揚げされるカタクチイワシはまき網漁業によるものが圧倒的に多く、沿岸漁業での漁獲量は、その1/10～1/100程度である。カタクチイワシの平成22年の資源状況としては中位減少傾向にあると判断されているが、いわし・あじ機船船びき網漁業については、現状の資源を維持するための方策として、下記①の自主的措置に取り組み、漁獲勢力量の削減を図る必要がある。

- ① 休漁日の設定(毎年の漁期前に決定)

5 トビウオ類

(1) 資源及び漁獲の状況

本県で漁獲されるトビウオ類は、ホソトビウオ（地方名：丸あご）とツクシトビウオ（地方名：角あご）の2種があり、漁獲量は前者の方が多い。本県におけるトビウオ類の漁獲量については、概ね200t前後で安定しているが、資源状況の詳細については不明である。主に下図に示すとおりおおまきあみ漁業によって漁獲され、その他にも刺網、すくい網などで漁獲される。とびうおまき網漁業は、10t未満の小型漁船により操業される。漁具は下図のよう
な構造をしており、引き網にぶり板と呼ばれる白く塗った杉板を装着するのが特徴である。

田後、青谷、赤碓地区などで操業が行われており、漁場は距岸1,000～6,000mの海域で、漁期は5～8月である。

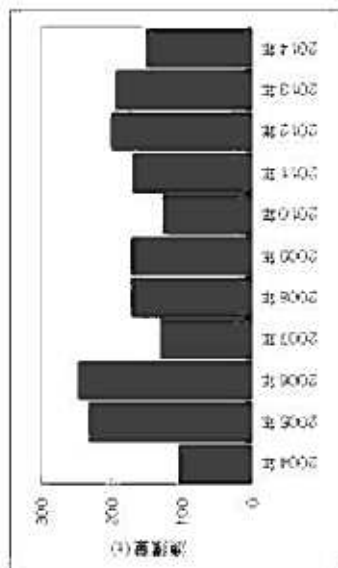


図 鳥取県におけるトビウオ類の漁獲量（鳥取県水産課調べ）

図 とびうおまき網漁業の概略図
(略)

(2)、(3) (略)

5 トビウオ類

(1) 資源及び漁獲の状況

本県で漁獲されるトビウオ類は、ホソトビウオ（地方名：丸あご）とツクシトビウオ（地方名：角あご）の2種があり、漁獲量は前者の方が多い。本県におけるトビウオ類の漁獲量については、概ね200t前後で安定しているが、資源状況の詳細については不明である。主に下図に示すとおりおおまきあみ漁業によって漁獲され、その他にも刺網、すくい網などで漁獲される。とびうおまき網漁業は、10t未満の小型漁船により操業される。漁具は下図のよう
な構造をしており、引き網にぶり板と呼ばれる白く塗った杉板を装着するのが特徴である。

田後、酒津、青谷、赤碓地区などで操業が行われており、漁場は距岸1,000～6,000mの海域で、漁期は5～8月である。

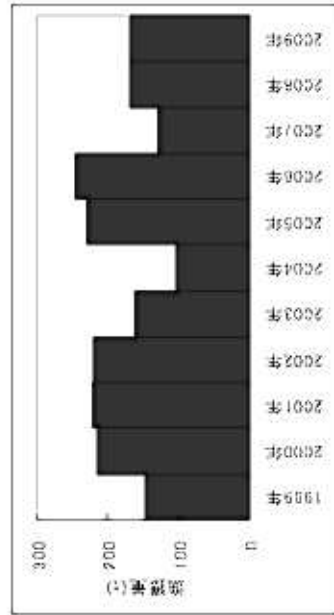


図 鳥取県におけるトビウオ類の漁獲量（鳥取県水産課調べ）

図 とびうおまき網漁業の概略図
(略)

(2)、(3) (略)

6 シイラ

(1) 資源及び漁獲の状況

シイラは主に下図に示すシイラ積付け漁業で漁獲される。この漁法は、積木に集まったシイラをまき網により漁獲する漁法で、かつては県内の各地で行われていた。現在は、伝統漁法となり、浜村地区と赤崎地区でそれぞれ1隻ずつしか操業していない。漁場は陸岸から5,000～50,000mの海域で、ここにつけ木が1,500m間隔で1列に30個程度に設置される。漁期は6～10月となっている。

シイラの資源状況の詳細については不明であるが、漁獲量は減少傾向にある。

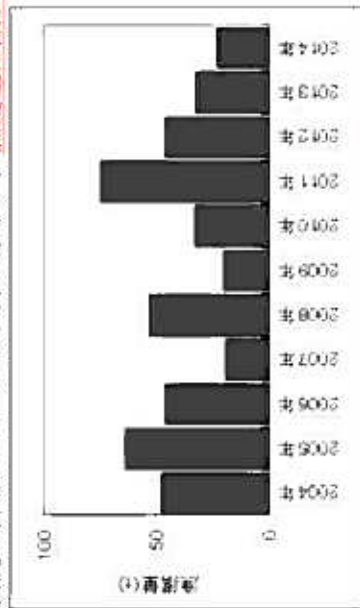


図 鳥取県におけるシイラの漁獲量の推移 (鳥取県水産課調べ)

(略)

図 しいらつけ漁業の概略図

(2) 資源管理目標

現状の資源状態を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

しいらつけ漁業

当該漁業の漁期は短く、漁獲量は未だ資源の回復状況に大きく左右される。また、県内における実働操業隻数は2隻と少ない。今後、現状の資源状態を維持するため、下記①の自主的措置に取り組み漁獲努力の削減を図る必要がある。

- ① 休漁日の設定 (毎年の漁期前に決定)

また、上記措置のほか、漁業経営の改善のために、船底清掃、防汚塗料の塗布などの積極活動に努める必要がある。

6 シイラ

(1) 資源及び漁獲の状況

シイラは主に下図に示すシイラ積付け漁業で漁獲される。この漁法は、積木に集まったシイラをまき網により漁獲する漁法で、かつては県内の各地で行われていた。現在は、伝統漁法となり、浜村地区と赤崎地区でそれぞれ1隻ずつしか操業していない。漁場は陸岸から5,000～50,000mの海域で、ここにつけ木が1,500m間隔で1列に30個程度に設置される。漁期は6～10月となっている。

シイラの資源状況の詳細については不明であるが、本県では従事漁船数の減少により、漁獲量は減少傾向にある。

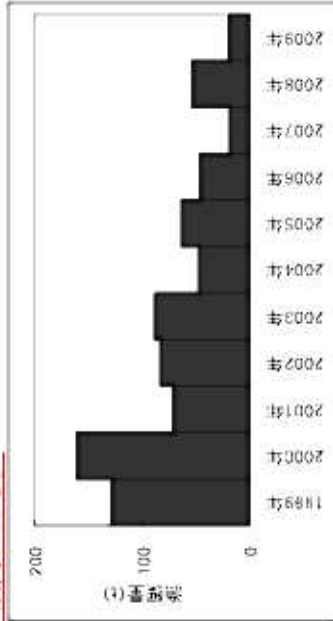


図 鳥取県におけるシイラの漁獲量の推移 (鳥取県水産課調べ)

(略)

図 しいらつけ漁業の概略図

(2) 資源管理目標

現状の資源状態を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

しいらつけ漁業

当該漁業の漁期は短く、漁獲量は未だ資源の回復状況に大きく左右される。また、県内における実働操業隻数は2隻と少ない。今後、現状の資源状態を維持するため、下記①の自主的措置に取り組み漁獲努力の削減を図る必要がある。

- ① 休漁日の設定 (毎年の漁期前に決定)

7 バイ 資源及び漁獲の状況
 (1) 資源及び漁獲の状況
 バイ(地方名)キムンユンバイ、黒バイ)の漁獲量は昭和62年から10年以上の間、6
 未満の底承準で推移した。これは、船底塗料に含有している有機スズ等の環境ホル
 モンの影響により産卵能力が低下したことが原因と考えられている。
 しかし、平成元年以降、国内で有機スズを含有する船底塗料の使用が禁止され、近年
 はバイの資源は回復基調が見られている。

バイは主にばいがかご漁業で漁獲され、特に県西部半島保湾では、この漁業が盛んであ
 る。また、バイは第一種共同漁業権魚種となっており、漁業権設定海域では、漁業権
 を免許された者以外がこれを採捕することは出来ず、漁期や漁獲サイズの規制につい
 ては、漁業権行使規則により規定されている地区もある。

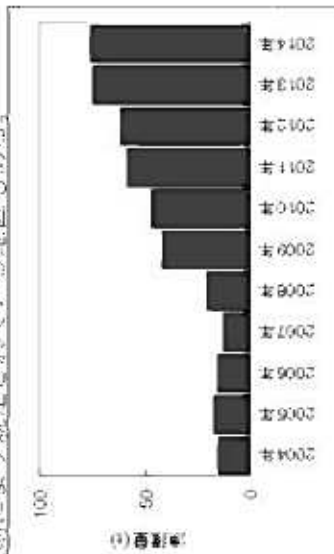


図 鳥取県におけるバイの漁獲量 (鳥取県水産課調べ)

(2) 資源管理目標
 回復基調の見られる資源を、今後も増大させることを目標とする。

(3) 資源管理措置
 ばいがかご漁業
 漁業権行使規則に定められたサイズ規制を遵守するものとし、漁獲努力量の削減を図る
 ため、下記①に示す自主的措置を導入する必要がある。

① 休漁期間の設定

なお、上記の措置のほか、各地区ですでに実施されている小型具(殻高3cm以下)
 の漁獲の制限、漁具(使用かご敷)の制限、産卵のための保護区の設定についても引
 き続き継続して取り組む必要がある。また、産卵器設置などによる積極的な増殖に努
 めていく必要がある。

7 バイ 資源及び漁獲の状況

(1) 資源及び漁獲の状況
 バイ(地方名)キムンユンバイ、黒バイ)の漁獲量は昭和62年から10年以上の間、6
 未満の底承準で推移した。これは、船底塗料に含有している有機スズ等の環境ホル
 モンの影響により産卵能力が低下したことが原因と考えられている。
 しかし、平成元年以降、国内で有機スズを含有する船底塗料の使用が禁止され、近年
 はバイの資源は回復基調が見られている。

バイは主にばいがかご漁業で漁獲され、特に県西部半島保湾では、この漁業が盛んであ
 る。また、バイは第一種共同漁業権魚種となっており、漁業権設定海域では、漁業権
 を免許された者以外がこれを採捕することは出来ず、漁期や漁獲サイズの規制につい
 ては、漁業権行使規則により規定されている地区もある。

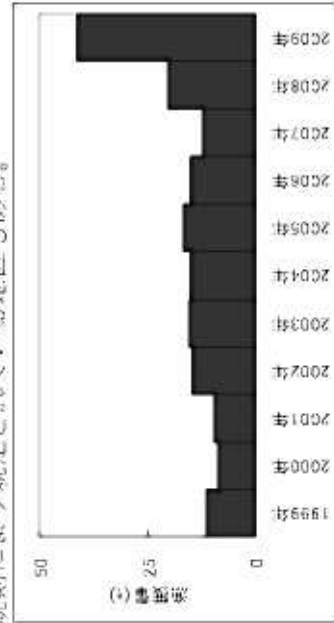


図 鳥取県におけるバイの漁獲量 (鳥取県水産課調べ)

(2) 資源管理目標
 回復基調の見られる資源を、今後も増大させることを目標とする。

(3) 資源管理措置
 ばいがかご漁業
 漁業権行使規則に定められたサイズ規制を遵守するものとし、漁獲努力量の削減を図る
 ため、下記①に示す自主的措置を導入する必要がある。

① 休漁日の設定 (毎年の漁期前に決定)

なお、上記の措置のほか、各地区ですでに実施されている小型具(殻高3cm以下)
 の漁獲の制限、漁具(使用かご敷)の制限、産卵のための保護区の設定についても引
 き続き継続して取り組む必要がある。また、産卵器設置による積極的な増殖に努
 めていく必要がある。

8 タコ類

(1) 資源及び漁獲の状況

タコ類（主にマタタコ）の資源状況の詳細については不明であるが、漁獲量は近年は減少傾向にある。タコ類は小型底びき網等での混獲等もあるが、たこつぼ漁業で主に漁獲される。この漁業については、本県では美保湾地区で盛んに行われており、他の地区ではほとんど見られない。たこは第一種共同漁業権魚種となっているが、たこつぼ漁業については公的な規制は特に定められていない。

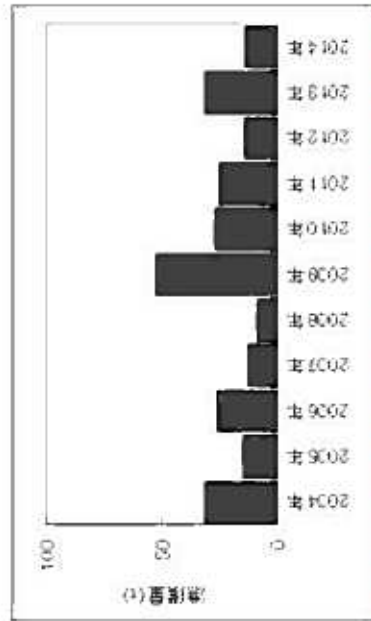


図 鳥取県におけるタコ類の漁獲量（鳥取県水産課調べ）

(2)、(3)

(略)

8 タコ類

(1) 資源及び漁獲の状況

タコ類（主にマタタコ）の資源状況の詳細については不明であるが、漁獲量は近年は減少傾向にある。タコ類は小型底びき網等での混獲等もあるが、たこつぼ漁業で主に漁獲される。この漁業については、本県では美保湾地区で盛んに行われており、他の地区ではほとんど見られない。たこは第一種共同漁業権魚種となっているが、たこつぼ漁業については公的な規制は特に定められていない。

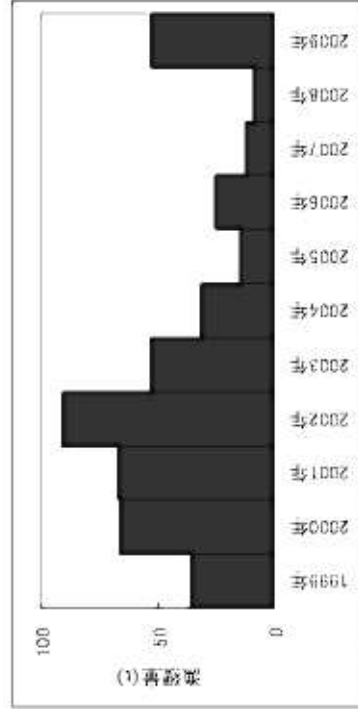


図 鳥取県におけるタコ類の漁獲量（鳥取県水産課調べ）

(2)、(3)

(略)

9 カワハギ類

(1) 資源の状況
 本県で漁獲されるカワハギ類は、カワハギ、ウマヅラハギ、ウスバハギなどがあるが、これらの中ではウマヅラハギの漁獲量が圧倒的に多い。平成26年(2014年)度の資源評価調査によると、日本海、東シナ海系群のウマヅラハギの資源動向は低位減少傾向にあると判断されている。
 ウマヅラハギはかわはぎかご網漁業で主に漁獲される。この漁業は、従事者数が近年増加しており、特に東中部地区で行われている。漁具は、下図のような構造をしており、中にアミエヒ等を投入し、潮の流れを考慮しながら潮の中へ設置する。1回の操業時間は、魚が餌を食いつくさないうまでの40～60分程度である。漁具は3セット使用し、順次操業していく。

かわはぎかご網漁業は従前は自由漁業となっていたが、平成27年(2015年)10月より許可制へ移行し、許可の制限又は条件により、使用できるかご数(3かご以内)、操業時間(夜間禁止)が公的規制として取り扱われることとなった。

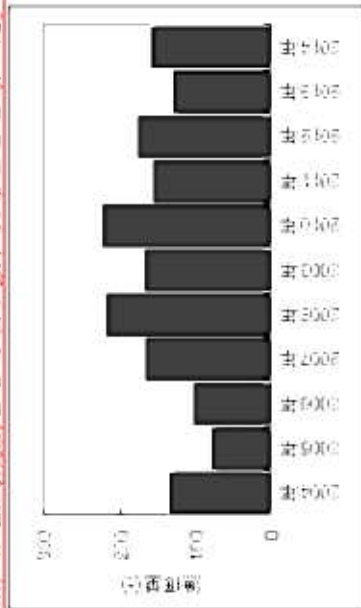


図 鳥取県におけるカワハギ類の漁獲量 (鳥取県水産課調べ)

(略) 図 かわはぎかご網漁業の漁具構造図

(2) 資源管理の目標

かわはぎかご網漁業の従事者数の増加などに伴い、本県における漁獲量は比較的に安定している。しかし、漁業者からはウマヅラハギの資源は減少傾向にあるという意見も聞かれる。他、資源評価調査では、資源は減少傾向にあると判断されている。今後の資源動向に留意しつつ、現状の資源状態を維持することを目標とする。

9 カワハギ類

(1) 資源の状況
 本県で漁獲されるカワハギ類は、カワハギ、ウマヅラハギ、ウスバハギなどがあるが、これらの中ではウマヅラハギの漁獲量が圧倒的に多い。平成22年度(2010年)の資源評価調査によると、日本海、東シナ海系群のウマヅラハギの資源動向は低位減少傾向にあると判断されている。

ウマヅラハギはかわはぎかご網漁業で主に漁獲される。この漁業は、従事者数が近年増加しており、特に東中部地区で行われている。漁具は、下図のような構造をしており、中にアミエヒ等を投入し、潮の流れを考慮しながら潮の中へ設置する。1回の操業時間は、魚が餌を食いつくさないうまでの40～60分程度で揚網する。漁具は3セット使用し、順次操業していく。かわはぎかご網漁業は自由漁業となっており、公的な規制は設けられていない。

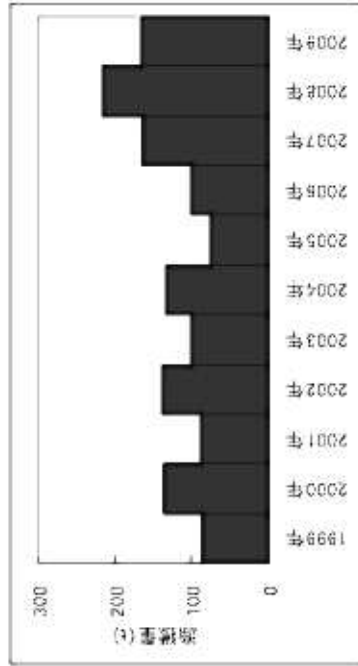


図 鳥取県におけるカワハギ類の漁獲量 (鳥取県水産課調べ)

(略) 図 カワハギかご網漁業の漁具構造図

(2) 資源管理の目標

かわはぎかご網漁業の従事者数の増加などに伴い、本県における漁獲量は増加傾向にある。しかし、漁業者からはウマヅラハギの資源は減少傾向にあるという意見も聞かれる。他、資源評価調査では、資源は減少傾向にあると判断されている。今後の資源動向に留意しつつ、現状の資源状態を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置
かわはぎかご網漁業

一 県中部地区（県漁港本所～泊支所）では、漁業者数の増加に伴い、使用できざる魚礁または天然礁の数に自主的な制限を設けて、漁業秩序の維持を図られている。
本指針では、産卵魚の保護を目的とした下記①の自主的措置に取り組み、資源の持続的な利用を図る必要がある。

① 休漁期間の設定

また、上記措置のほか、資源状況に応じた機動的な対応により、小型魚の再放流に努め、資源の有効利用を図る必要がある

(3) 資源管理措置
かわはぎたも網漁業

一 県中部地区（県漁港本所～泊支所）では、漁業者数の増加に伴い、かご救や使用出来る魚礁の数などの制限を自主的に設けて、漁業秩序の維持を図られている。また、漁獲サイズの規制に関しては、その年の資源状況に応じた機動的な対応を行い、自主規制を講じている地域もあるが、現時点では恒久的な取り組みとはなっていない。
本指針では、産卵魚の保護を目的とした下記①の自主的措置に取り組み、資源の持続的な利用を図る必要がある。

① 休漁期間の設定

【漁業種類別の管理】

1 小型機船底びき網（えびけた網）漁業

(1) 漁獲の状況

この漁業は法定知事許可漁業で、許可定数も定まっておらず、かつては本県の沿岸漁業の基幹漁業となっていた。しかしながら、従事者数は近年減少傾向にある。この要因としては、主な漁獲対象種であったメダイ・タガレイ類（ホンメダイ、バケメダイ）、ヒラメ等の資源水準が低迷していることが挙げられる。また、漁獲される魚種についても、タイ類、カワハギ類など暖海性魚種の割合が高くなりつつある。
なお、この漁業については、資源保護上の観点から、漁業調整規則や許可の制限又は条件等の公的な規則において、禁漁期や禁漁区が定められている他、ヒラメ、マダイ、メダイ・タガレイ類などにおいて、サイズ規制を自主的に取り組んでいる地区もある。なお、当該漁業については、特定の魚種にターゲットを絞った漁法ではないことから、魚種を特定した資源管理は困難であり、漁業種別として包括して管理する。

【漁業種類別の管理】

1 小型機船底びき網（えびけた網）漁業

(1) 漁獲の状況

この漁業は法定知事許可漁業で、許可定数も定まっておらず、かつては本県の沿岸漁業の基幹漁業となっていた。しかしながら、従事者数は近年減少傾向にある。この要因としては、主な漁獲対象種であったメダイ・タガレイ類（ホンメダイ、バケメダイ）、ヒラメ等の資源水準が低迷していることが挙げられる。また、漁獲される魚種についても、タイ類、カワハギ類など暖海性魚種の割合が高くなりつつある。
なお、この漁業については、資源保護上の観点から、漁業調整規則や許可の制限又は条件等の公的な規則において、禁漁期や禁漁区が定められている他、ヒラメ、マダイ、メダイ・タガレイ類などにおいて、サイズ規制を自主的に取り組んでいる地区でもある。なお、当該漁業については、特定の魚種にターゲットを絞った漁法ではないことから、魚種を特定した資源管理は困難であり、漁業種別として包括して管理する。

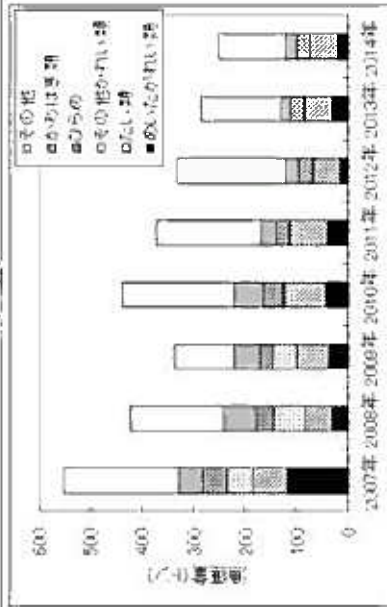


図 鳥取県小型底びき網の魚種別漁獲量 (鳥取県水産課調べ)

(2) 資源管理措置

当該漁法は、ヒラメやメイタガレイ等の異体頭を主に漁獲してきたが、漁法の特性上、これら小型魚が多く漁獲されてしまう傾向がある。このため、地域の漁業の実情に応じ、小型魚の保護対策が実践されてきた。また、当該漁業については、許可の制限又は条件により2ヶ月間の休漁が設けられ、当該漁業については、許可の対象となる資源は全般的に減少傾向にあり、これらを取り戻さざるを得ない。したがって、漁獲対象となる資源は全般的に減少傾向にあり、これらを取り戻さざるを得ない。したがって、下記①の自主的措置に取り組み、漁獲努力量の削減を図る必要がある。

① 休漁日の設定 (毎年の漁期前に決定)

なお、上記の措置のほか、小型魚の保護対策として実践されている下表の取組について今後も継続して取り組むとともに、未実施の地区についても導入の推進に努める必要がある。さらに、県西部美保湾地域では、ヒラメの種出放流による資源増殖の取組が行われており、これらの積極的資源増殖策を継続して実施する必要がある。

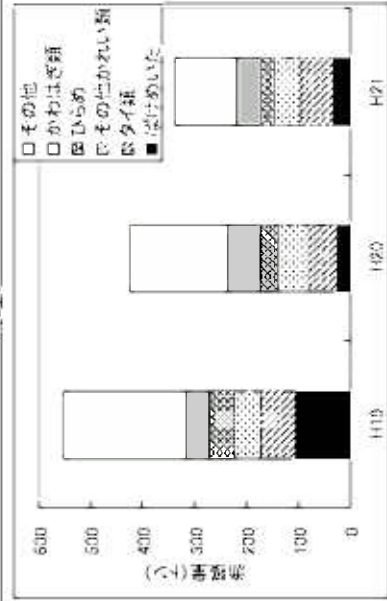


図 鳥取県小型底びき網の魚種別漁獲量 (鳥取県水産課調べ)

(2) 資源管理措置

当該漁法は、ヒラメやメイタガレイ等の異体頭を主に漁獲してきたが、漁法の特性上、これら小型魚が多く漁獲されてしまう傾向がある。このため、地域の漁業の実情に応じ、小型魚の保護対策が実践されてきた。また、当該漁業については、許可の制限又は条件により2ヶ月間の休漁が設けられ、当該漁業については、許可の対象となる資源は全般的に減少傾向にあり、これらを取り戻さざるを得ない。したがって、漁獲対象となる資源は全般的に減少傾向にあり、これらを取り戻さざるを得ない。したがって、下記①の自主的措置に取り組み、漁獲努力量の削減を図る必要がある。

① 休漁日の設定 (毎年の漁期前に決定)

なお、上記の措置のほか、県東部海域で自主的に取り組まれているヒラメ(全長25cm)、メイタガレイ類(全長14cm)、マダイ(全長13cm)の漁獲サイズ制限については、今後も継続して取り組むとともに、未実施の地区についても導入の推進に努める必要がある。

また、漁具の仕様については、毎年漁期始め(6月)に漁業者協議会(資源管理実践協議会)小底部会にて協議し、袋網の目合いに関する申し合わせが行っており(県東部海域では、近年6種以上を使用することが申し合わせにより決定されている)、さらに、メイタガレイ類やヒラメ稚魚の発生状況により、通常の操業で小型魚の大量入網した場合には、速やかに漁協又は水産課へ報告し、協議の上さらなる目合い拡大を行うこととしている(直近では平成19年1月～3月に県中部海域で、目合いを5節に拡大した)ため、今後も、資源動向や稚魚の発生動向に応じて機動的にこれらの取組を行い、小型魚の保護に努める必要がある。

漁獲サイズ制限	ヒラメ(全長25cm)、メダイガレイ類(全長14cm)、マダイ(尾又長13cm)
漁具(網目)制限	毎年漁期始め(6月)に漁業協議会(資源管理実務協議会小底部会)で協議し、袋網の目合いに関する申し合わせを行う。資源動向や稚魚の発生動向による機動的対応により、目合い拡大を行う。
漁獲禁止区域	1～9月：鳥取市赤坂と福語村の境界から正北の線～阿弥陀川河口の正北の線、水深30m以浅。 10～12月：鳥取市赤坂と福語村の境界から正北の線～湯梨浜町宇野と宇谷界の正北の線、距岸1,000m以内

2 固定式刺網漁業
 (1) 漁獲の状況
 固定式刺網漁業のうち、網地が一重の漁具を使用するものは漁業許可上、固定式刺網(一重網)漁業、網地が二重以上のものは、固定式刺網(三重網)漁業に分類されている。
 一重網については、主に夜間に魚籠や天然の桶を囲むような形で網地を設置し、投網後数時間程度で揚網するまき刺網(針刺網)型の漁法と、魚の通り道に網地を張り、サワラなどから1日間程度設置する張り置き型の漁法がある。前者についてはハマチ、サワラなどを主な漁獲対象とするハマチ網、マダイ、チダイ等を漁獲対象とするタイ網、マアジ等を主な漁獲対象とするアジ網等があり、本県の沿岸漁業の主軸となっている。一方、後者は磯魚類など多種多様な魚種を漁獲対象としたササエ網もあり、これは三重網漁業(御来屋支所など)で盛んに行われている。
 三重網漁業の主な漁獲対象種は、ヒラメである。三重網は網に絡まった魚が逃げずらいこととことから地罾網とも呼ばれる。この漁法は漁獲効率が良く、ととと考えられたため、資源保護上の観点から、許可の制限又は条件で、漁具や操業時間などの制限が想定されている。
 固定式刺網漁業は、上述のように多種多様な操業形態があるが、それぞれの漁業者は、資源の発生状況や魚価の動向により、罾を交えてより収益性の高い魚種を狙うのが一般的な操業形態である。従って、魚種を特定した資源管理は困難であり、漁業種類として包括して管理する。

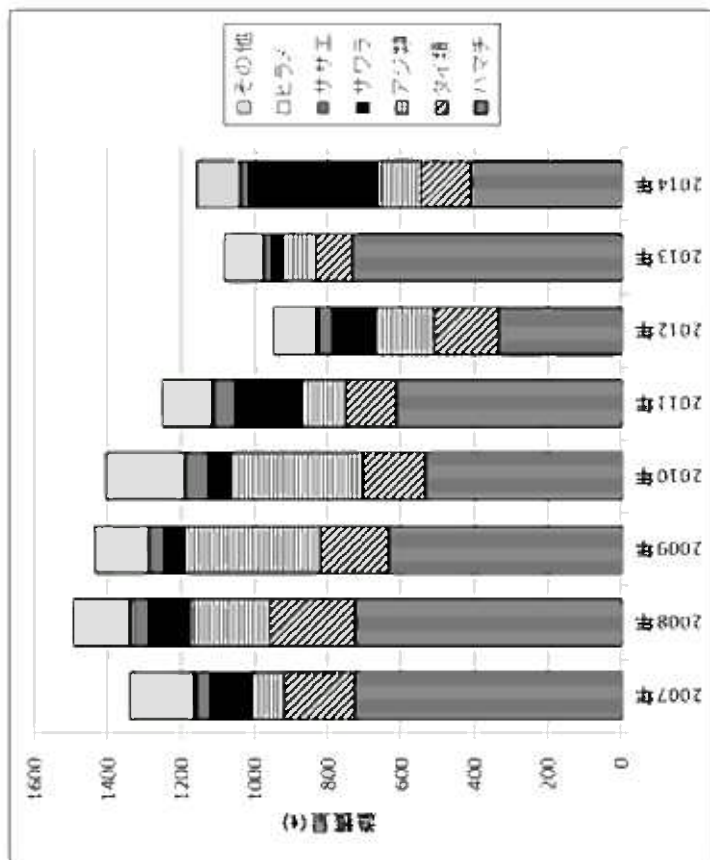


図 鳥取県の刺網の魚種別漁獲量 (鳥取県水産課調べ)

(2) 資源管理措置
 当該漁法の主な漁獲対象種であるハマチ、マダイ等の資源は、概ね安定している。下
 向にある。今後この資源状態を維持し、漁獲の高額な集りを防ぐための自主的措置として、下
 記①の措置に取組む必要がある。

- ① 休漁日の設定 (毎年の漁期前に決定)

なお、上記の措置のほか、県東部海域で自主的に取組まれているヒラメ (全長
 25cm)、マダイ (尾又長 13cm) の漁獲サイズ制限については、今後継続して取組
 むとともに、未実施の地区についても導入の推進に努める必要がある。また、従来よ
 り取組まれているマダイ、ヒラメの産卵期の保護を目的に設定された5月における
 三重網の禁漁区の設定についても継続して取組む必要がある。

さらに、漁業経営の改善のために、沿岸潮流観測ブイによる観測データ有効利用の
 普及、船体活動や防汚塗料の塗布などの省燃費活動に努める必要がある。

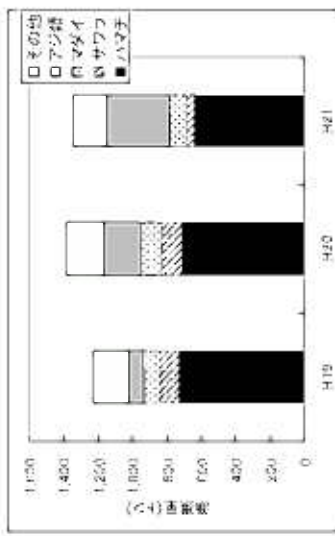


図 鳥取県の固定式刺網 (一重網) の魚種別漁獲量 (鳥取県水産課調べ)

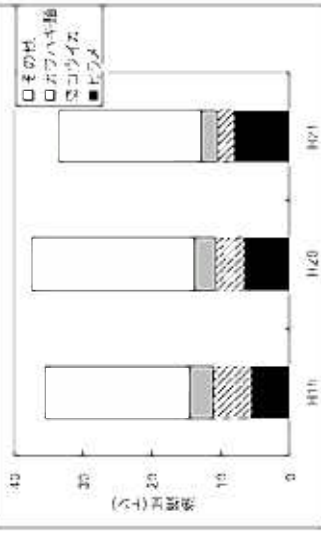


図 鳥取県の固定式刺網 (三重網) の魚種別漁獲量 (鳥取県水産課調べ)

(2) 資源管理措置
 当該漁法の主な漁獲対象種であるハマチ、マダイ等の資源は、概ね安定又は増加傾
 向にある。今後この資源状態を維持し、漁獲の高額な集りを防ぐための自主的措置
 として、下記①の措置に取組む必要がある。

- ① 休漁日の設定 (毎年の漁期前に決定)

なお、上記の措置のほか、県東部海域で自主的に取組まれているヒラメ (全長 25cm)、
 マダイ (尾又長 13cm) の漁獲サイズ制限については、今後継続して取組むととも
 に、未実施の地区についても導入の推進に努める必要がある。また、従来より取組
 まれているマダイ、ヒラメの産卵期の保護を目的に設定された5月における三重網の
 禁漁区の設定についても継続して取組む必要がある。

3 小型定置網漁業

(1) 漁獲の状況

本県では、平成25年(2013年)以前は、知事許可に基づき小型定置網漁業(水深27メートル以浅の海域)が岩手町浦富地区及び大山町御来島地区の地先で営まれていた。しかし、これら2経営体については、身網の移設(設置される部分の最深部が水深27m以浅)に同意しない。平成25年9月より定置漁業種の免許を受けた、加えて、近年、鳥取市夏泊地区、米子市淀江地区の地先で新たに知事許可に基づき小型定置網が新設された。漁獲物はマダシ、サブラ、ハマチ、イカ類、マダイなどである。なお、当該漁業については、他種混獲型の漁業管理は困難であり、漁業種類として包括して管理する。

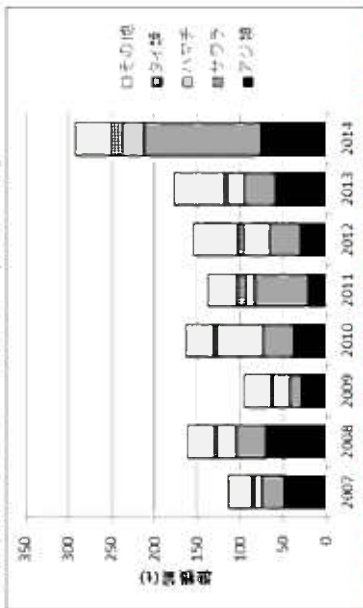


図 鳥取県の小型定置網の魚種別漁獲量 (鳥取県水産課調べ)

(2) 資源管理措置

当該漁業は現在4地区6ヶ統あり、漁獲圧力は低いと判断されるが、今後も漁獲努力量を現状程度に抑制するため、下記①の自主的措置に取り組みが必要がある。

① 休漁期の設定

なお、上記の措置の他、ヒラメ(全長25cm)、マダイ(尾叉長13cm)の漁獲サイズ制限については、今後も継続して取り組むとともに、米美施の地区についても漁人の推進に努める必要がある。また、クロマダロの資源の低迷が、近年、全国的な問題となっている。水産庁による30kg未満の未成魚の漁獲抑制措置に積極的に協力し、採捕自粛の要請が発動した際には、再放流に努める必要がある。

3 小型定置網漁業

(1) 漁獲の状況

本県では、現在、知事許可に基づき小型定置網漁業(水深27メートル以浅の海域)が岩手町浦富地区及び大山町御来島地先で営まれている。漁獲物はマダシ、サブラ、ヒラマサ、イカ類、マダイなどである。なお、当該漁業については、他種混獲型の漁業管理は困難であり、魚種を特定した資源管理は困難として包括して管理する。

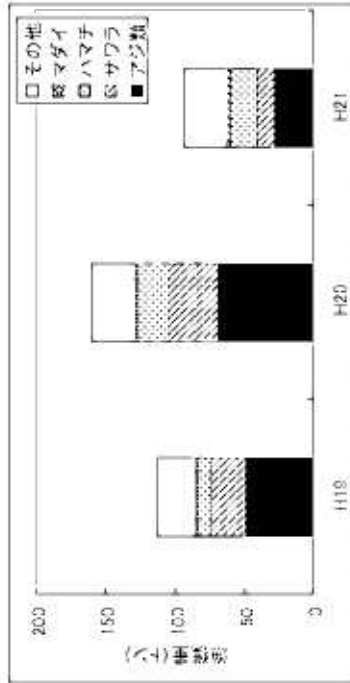


図 鳥取県の小型定置網の魚種別漁獲量 (鳥取県水産課調べ)

(2) 資源管理措置
当該漁業は現在2地区3ヶ統しかないため、漁獲圧力は低いと判断される。今後も漁獲努力量を現状程度に抑制するため、下記①の自主的措置に取り組みが必要がある。

① 休漁期の設定

なお、上記の措置の他、ヒラメ(全長25cm)、マダイ(尾叉長13cm)の漁獲サイズ制限については、今後も継続して取り組むとともに、米美施の地区についても漁人の推進に努める必要がある。

4. 採貝(採藻)漁業

(1) 漁獲の状況
採貝、採藻漁業は第一種共同漁業権に基づき職業されているが、潜水器を使用する場合には、本県では漁業許可が必要となる。貝類についてはアワビ、サザエ、イソカキ等が水揚げされる。藻類についてはワカメ、アカモクなどの水揚げがあるが、漁獲量はごくわずかである。
当該漁業については、一度の操業で多様な魚種を漁獲するため、漁業種類として包括的に管理するものとする。

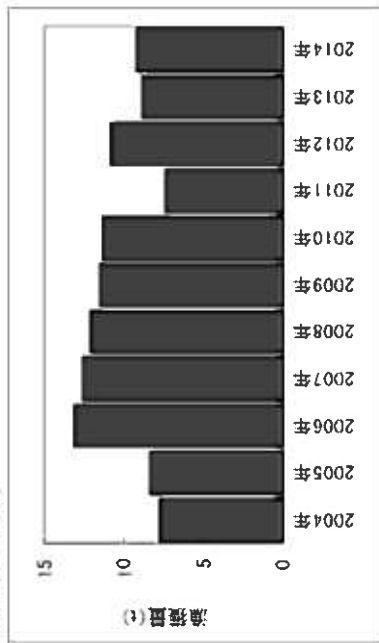


図 鳥取県におけるアワビの漁獲量(鳥取県水産課調べ)

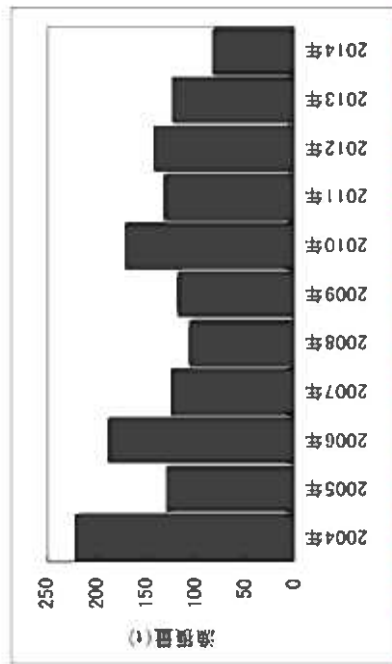


図 鳥取県におけるサザエの漁獲量(鳥取県水産課調べ)

4. 採貝(採藻)漁業

(1) 漁獲の状況
採貝、採藻漁業は第一種共同漁業権に基づき職業されているが、潜水器を使用する場合には、本県では漁業許可が必要となる。貝類についてはアワビ、サザエ、イソカキ等が水揚げされる。藻類についてはワカメなどの水揚げがあるが、漁獲量はごくわずかである。
当該漁業については、一度の操業で多様な魚種を漁獲するため、漁業種類として包括的に管理するものとする。

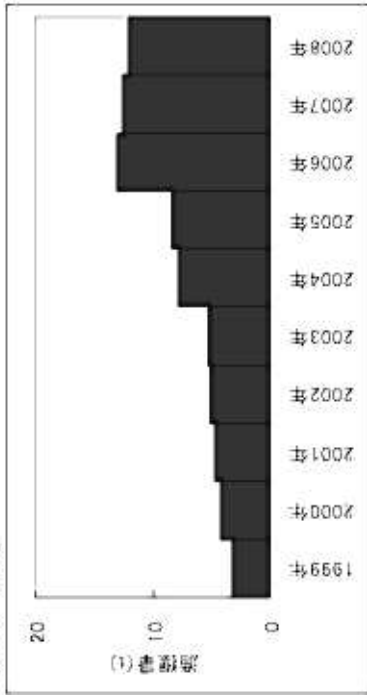


図 鳥取県におけるアワビの漁獲量(鳥取県水産課調べ)

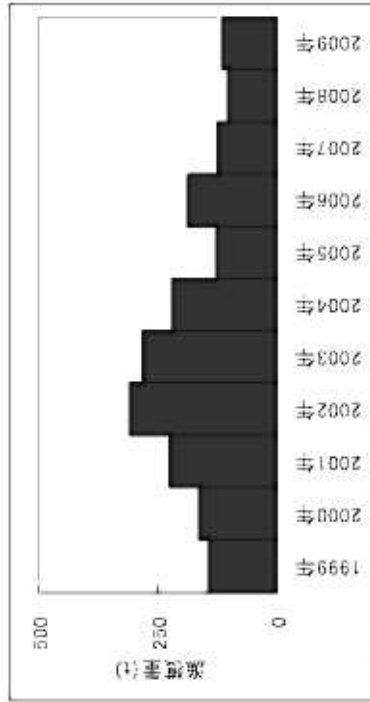


図 鳥取県におけるサザエの漁獲量(鳥取県水産課調べ)

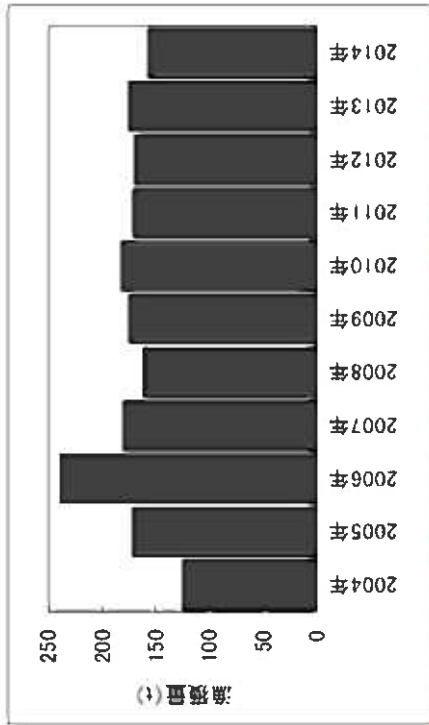


図 鳥取県におけるイワガキの漁獲量 (鳥取県水産課調べ)

(2) 資源管理措置
 採貝、控漁漁業については、漁期や漁獲サイズの規制については、漁業権行使規則により地区毎に詳細が定められているが、**加えて**下記①及び②の自主的措置に取り組みにより、漁獲努力量の抑制を図る必要がある。

- ① 休漁日の設定 (毎年の漁期前に決定)
- ② イワガキの漁期の設定

さらには、アワビ、サザエについては種苗放流による積極的な増殖が推進されているほか、密漁防止の取組が各漁で行われており、引き続きこれらの取組を推進するとともに、イワガキについては、平成18年に設定された鳥取県イワガキ資源回復計画に基づき、漁獲サイズの制限や漁獲量の上限を設定している地区もあり、これらの取組みについても引き続き実施する必要がある。

加えて、藻場造成やイワガキ漁場の付着面再生といった漁場環境の管理に関する取組を積極的に実施し、生産基盤の維持、強化を図る必要がある。

また、本県では海産物が水産資源としてあまり利用されていないが、これらは漁業者の副収入源としての活用が期待できる資源である。既利用資源であるワカメ、アマガクク菜だけでなく、現在利用されていない海藻類の活用方法を開発し、これらの資源を有効活用することにより、漁業経営の改善を図る必要がある。

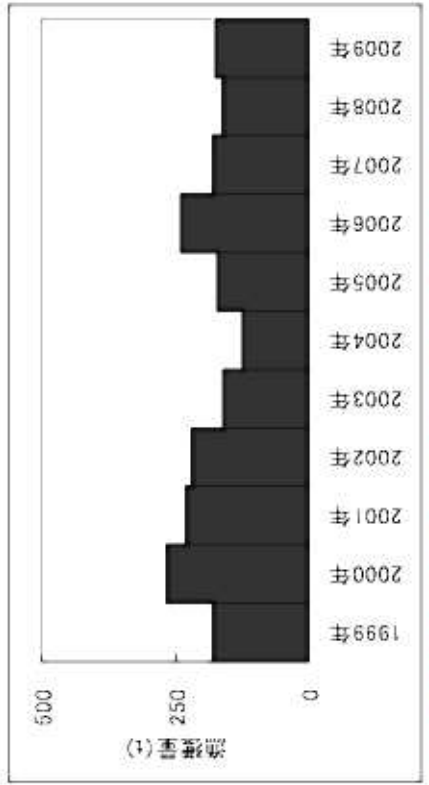


図 鳥取県におけるイワガキの漁獲量 (鳥取県水産課調べ)

(2) 資源管理措置
 採貝、控漁漁業については、漁期や漁獲サイズの規制については、漁業権行使規則により地区毎に詳細が定められている。
今後、既存の下記①及び②の自主的措置に取り組みにより、漁獲努力量の抑制を図る必要がある。

- ① 休漁日の設定 (毎年の漁期前に決定)
- ② イワガキの漁期の設定

さらには、アワビ、サザエについては種苗放流による積極的な増殖が推進されている他、密漁防止の取組が各漁で行われており、引き続きこれらの取組みを推進するとともに、イワガキについては、平成18年に設定された鳥取県イワガキ資源回復計画に基づき、漁獲サイズの制限や漁獲量の上限を設定している地区もあり、これらの取組みについても引き続き実施する必要がある。

改正案

5 釣り漁業（立て釣り、曳き縄釣り等）

（1）漁獲の状況
 当県における釣り漁業は、大きく分けて立て釣りと曳き縄釣りに分類出来る。立て釣りについては、天然湖や人工魚礁において、ヒラメ、タイ、ハマチ、アジ類等を漁獲するものがある。また、曳き縄釣りについては、潜行板を用いたヒラメの曳き縄釣りが増加に伴い、サワラ資源の増加に伴い、県西部を中心にサワラの曳き縄釣りが盛んである。
 当該漁業についても、漁獲対象種が複数有り、操業形態も複雑なことから、魚種を特定した資源管理は困難であり、漁業種別として包括的に管理する。

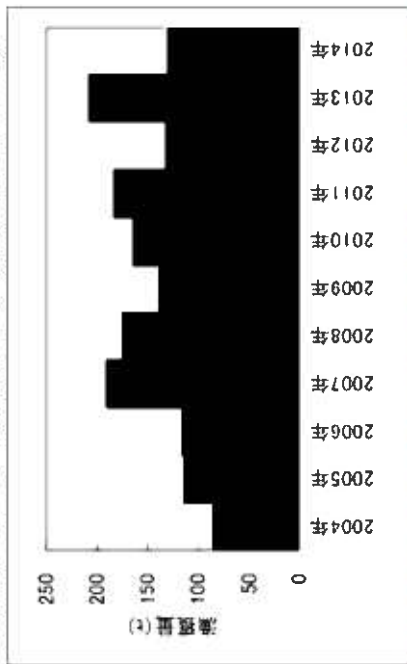


図 鳥取県における釣りによるサワラの漁獲量（鳥取県水産課調べ）

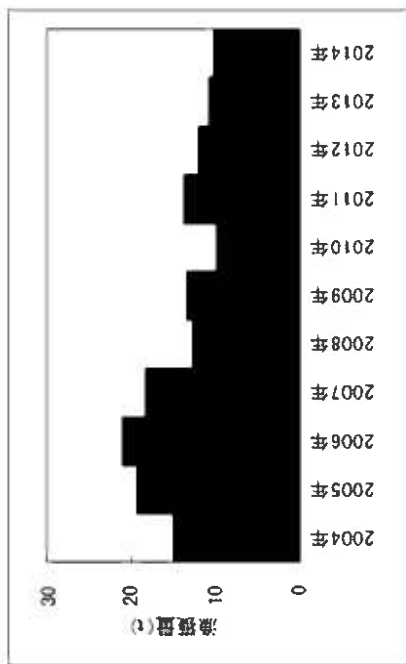


図 鳥取県における釣りによるヒラメの漁獲量（鳥取県水産課調べ）

現行

5 釣り漁業（立て釣り、曳き縄釣り）

（1）漁獲の状況
 当県における釣り漁業は、大きく分けて立て釣りと曳き縄釣りに分類出来る。立て釣りについては、天然湖や人工魚礁において、ヒラメ、タイ、ハマチ、アジ類等を漁獲するものがある。また、曳き縄釣りについては、潜行板を用いたヒラメの曳き縄釣りが盛んな他、サワラ資源の増加に伴い、県西部を中心にサワラの曳き縄釣りが盛んである。
 当該漁業についても、漁獲対象種が複数有り、操業形態も複雑なことから、魚種を特定した資源管理は困難であり、漁業種別として包括的に管理する。

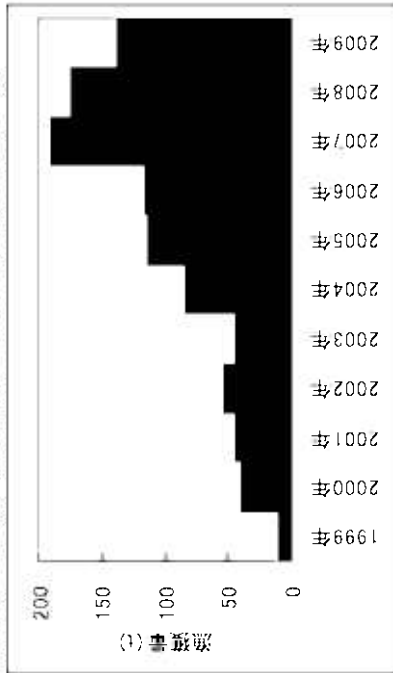


図 鳥取県における釣りによるサワラの漁獲量（鳥取県水産課調べ）

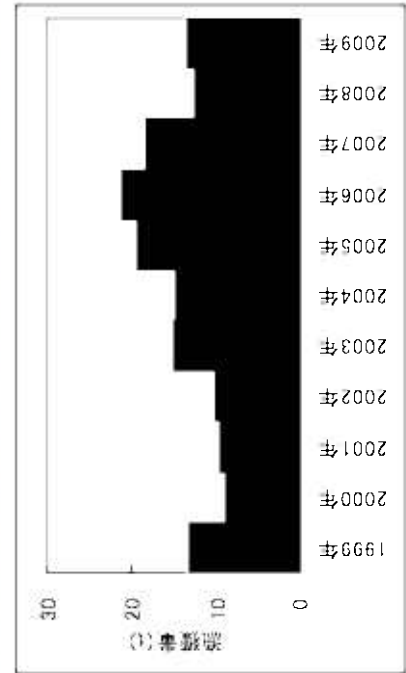


図 鳥取県における釣りによるヒラメの漁獲量（鳥取県水産課調べ）

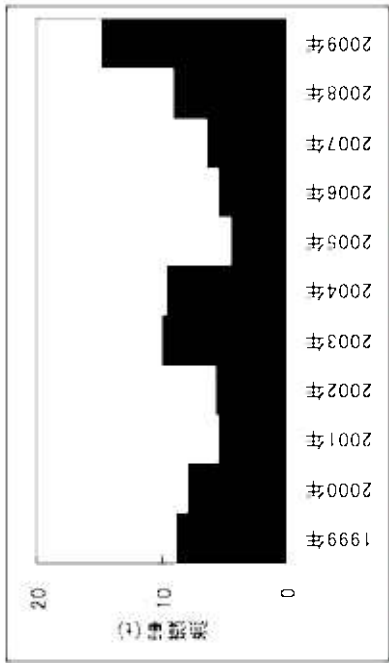


図 鳥取県における釣りによるタイ類の漁獲量（鳥取県水産課調べ）

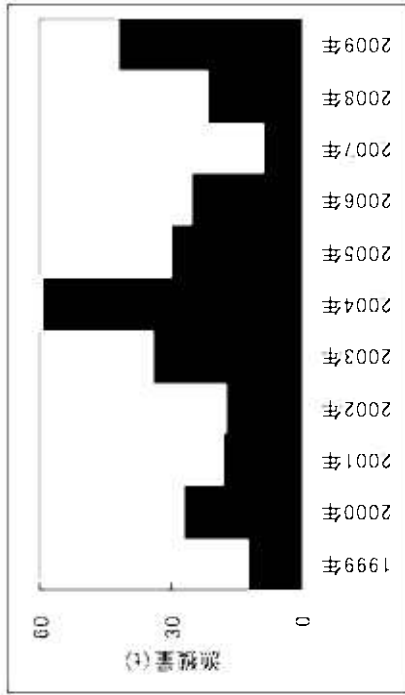


図 鳥取県における釣りによるハマチの漁獲量

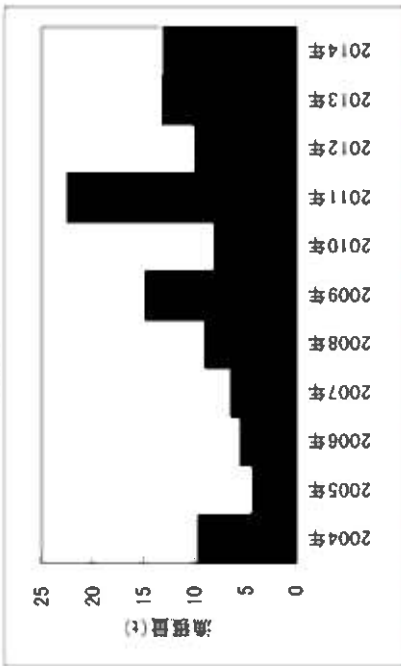


図 鳥取県における釣りによるタイ類の漁獲量（鳥取県水産課調べ）

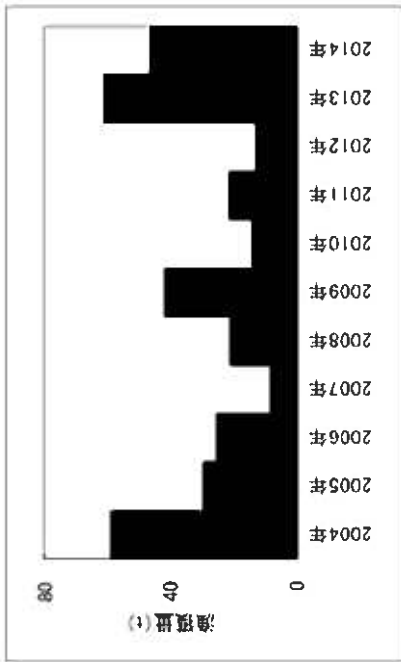


図 鳥取県における釣りによるハマチの漁獲量（鳥取県水産課調べ）

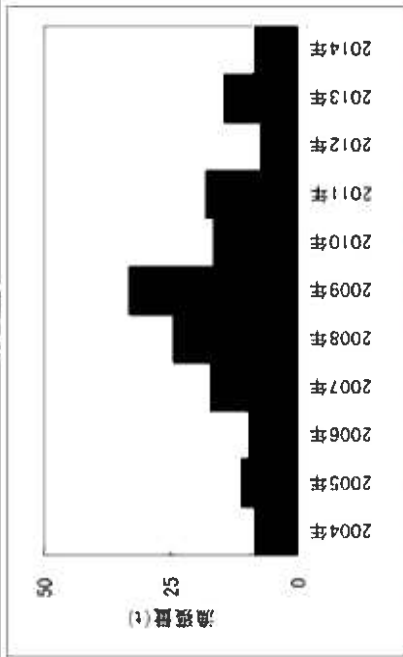


図 鳥取県における釣りによるアジ類の漁獲量 (鳥取県水産課調べ)

(2) 資源管理措置
 釣り漁業については、操業形態、対象魚種も様々であるが、他の漁業種頭と同じく下表①の取り組みにより、漁獲量の削減を図る必要がある。

① 休漁日の設定 (毎年の漁期前に決定)

なお、上記の措置の他、一部地区で実践されている、ヒラメ (全長 25cm)、マダイ (尾叉長 13cm)、キンハタの漁獲サイズ制限、種苗放流 (ヒラメ、キンハタ) による資源培養措置について、今後も継続して取り組むとともに、未実施の地区についても導入の推進に努める必要がある。
 さらに、サワラ等の魚種では、漁法の特性を活用した高鮮度出荷、これと並行した地域ブランド作りが、一部地区で先行的に取り組まれている。漁業経営の改善のため、これら高付価値価値出荷の取組を普及し、収益性の向上を図る必要がある。

第 3 (略)

〔別紙〕 (略)

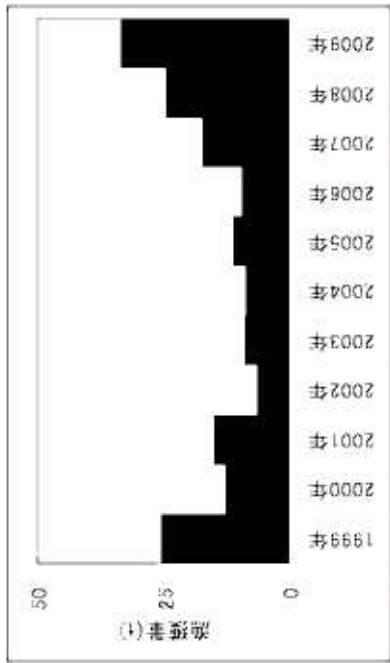


図 鳥取県における釣りによるアジ類の漁獲量

(2) 資源管理措置
 釣り漁業については、操業形態、対象魚種も様々であるが、他の漁業種頭と同じく下表①の取り組みにより、漁獲量の削減を図る必要がある。

① 休漁日の設定 (毎年の漁期前に決定)

なお、上記の措置の他、県東部海域で自主的に取り組まれているヒラメ (全長 25cm)、マダイ (尾叉長 13cm) の漁獲サイズ制限については、今後も継続して取り組むとともに、未実施の地区についても導入の推進に努める必要がある。

第 3 (略)

〔別紙〕 (略)

鳥取県資源管理指針

平成 23 年 3 月 30 日制定
平成 27 年 3 月 00 日一部改正

第 1 鳥取県の海洋生物の保存及び管理に関する基本的な考え方

1 鳥取県の漁業の概観

鳥取県沿岸の海岸線は総延長 129km で、起伏の少ない構造をしており、東部には岩礁海岸、中西部には転石帯、西部には外洋性内湾の美保湾を有するが、その約 65 %が鳥取砂丘、北条砂丘に代表される砂浜海岸で構成されている。

また、本県沿岸は対馬暖流の沿岸流が卓越し、沖合に形成される島根沖冷水及び山陰若狭沖冷水の消長により、水産資源の稚仔の輸送や回遊魚の来遊が左右されることから、一般に漁場形成が不安定な傾向がある。

鳥取県における漁業生産量及び生産金額（属入）はそれぞれ 56,426 t、15,007 百万円（平成 25 年鳥取県農林水産統計年報）となっている。また、漁業就業者数については、1,320 人、漁業経営体数は 669 経営体（平成 25 年漁業センサス）である。

このうち、大臣許可漁業である大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業、かにかご漁業（ベニズワイガニ）、中型イカ釣り漁業を除く沿岸漁業について概観すると、水揚げされる魚種は、スルメイカ、ケンサキイカ等のイカ類が多く、サワラ、ハマチ、アジ類等の浮き魚類が上位を占めている。

漁業種類としては、小型いかつり漁業、刺網漁業、小型底びき網漁業、かわはぎかご網漁業等の知事許可漁業、曳き縄釣り漁業、一本釣り漁業、あかいか模流し漁業などの自由漁業、アワビ、サザエ、イワガキ等を対象とした漁業権に基づく採貝漁業などが盛んである。

近年、海水温上昇などによる急激な海洋環境の変化、大型クラゲ・赤潮の発生の常在化、水産資源の全般的な低迷、燃油価格の高騰、水産物の産地価格の低下などの要因により、本県の沿岸漁業は極めて厳しい現状にある。

特に、最近ではヒラメ、カレイ類など、かつて沿岸漁業者の主な収入源となっていた魚種の資源状況が著しく低迷する一方、サワラ、カワハギ類（ウマヅラハギ）等の暖海性魚種の資源が増加傾向にある。このような魚種組成の変化に対応し、かつての主幹漁業であった小型底びき網などへの依存度が低下する一方、かわはぎかご網漁業、サワラの曳き縄釣り漁業、あかいか模流し漁業などの新しい漁法が沿岸漁業者の中で広がっている。

表 鳥取県の沿岸漁業で水揚げされる魚種（平成26年の値、鳥取県水産課調べ）

順位	魚種	漁獲量 (t)
1	スルメイカ	2,394
2	サケ類 (養殖)	669
3	サワラ	632
4	ハマチ	479
5	ケンサキイカ	256
6	アジ類	250
7	タイ類	215
8	ヤリイカ	181
9	カワハギ類	158
10	トビウオ類	149
11	カタクチイワシ	142
12	カキ	110
13	サザエ	81
14	アカイカ	71
15	カマス	49
16	バイ	47
17	ヒラメ	43
18	フグ類	32
19	コウイカ	31
20	その他カレイ類	25
21	イワシ類	23
22	シイラ	23
23	ヒラマサ	21
24	メイトガレイ類	19
25	スズキ	18
	総計	6,535

2 鳥取県の資源管理実態

本県では平成 5 年に策定された資源管理計画（広域回遊資源：ヒラメ、メイトガレイ、マダイ）に基づき、下図に示す 18 の沿海漁業協同組合及び支所の組合員が参画し、下表に示す自主的な資源管理の取組を実施してきた。また、平成 7 年には計画に県下一斉休漁日の制定し、これを追加した。これらの取組については、鳥取県資源管理実践協議会で随時協議を行い、内容の確認や見直しを行っている。さらに、鳥取県東部地区漁業振興協議会、鳥取県中部地区漁業振興協議会、鳥取県西部地区漁業振興協議会等の地区別漁業者協議会により、地域の実情に応じた資源管理についての

協議の場が設けられている。

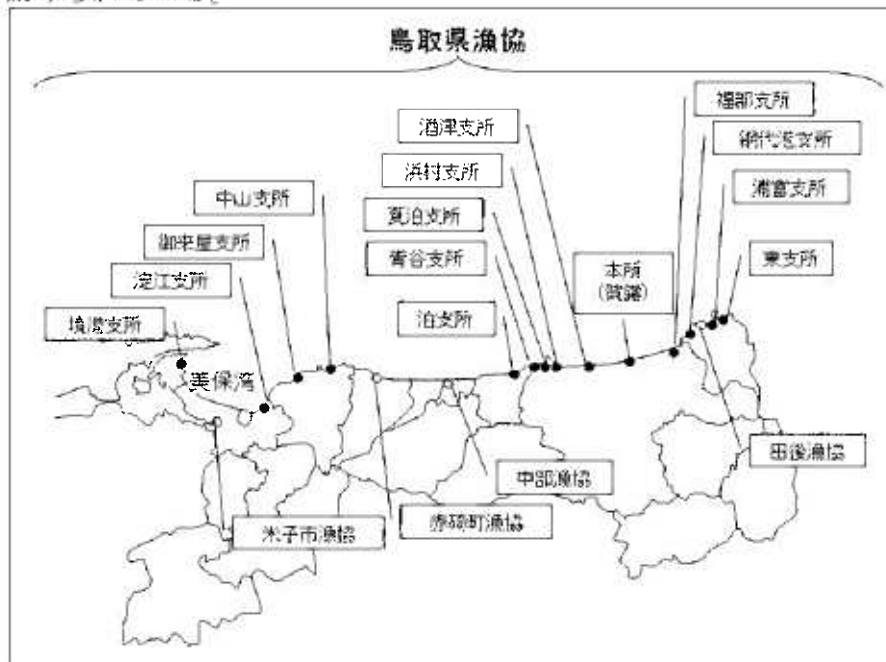


図 鳥取県内の漁業協同組合及び支所の位置

表 鳥取県で実施されている資源管理の自主的取り組み(上：魚種別取組、下：漁業種別取組)

魚種	参加地区	取り組み内容
ヒラメ	鳥取県沖合域（阿弥陀川河口の正北の線以东）	体長制限（全長 25cm）
マダイ	〃	体長制限（尾叉長 13cm）
メイタガレイ	〃	体長制限（全長 14cm）

漁業種別	海域（地区）	海域（水深）	時期	取り組み内容
小型底びき網	鳥取市浜坂と福部村の境界から正北の線 ～ 阿弥陀川河口の正北の線	水深 30m 以浅	1～9月	操業禁止
	鳥取市浜坂と福部村の境界から正北の線 ～ 湯梨浜町宇野一字谷界の正北の線	距岸 1,000 以内	10～12月	操業禁止
	鳥取県沖合域（美保湾地区を除く）		6～3月	網目規制（6 節以上。毎年協議の上決定）
固定式刺網（三重網）	鳥取市浜坂と同市福部境界から正北の線以东	50m 以深	5月	操業禁止
	鳥取市浜坂と同市福部境界から正北の線以西	30m 以深	5月	操業禁止
休日	県下全域			6～9月、月1回、原則として第2金曜日～土曜日の間。

また、本県の漁業に関連する資源回復計画の策定状況については、下表の通りである。

表 鳥取県に關係する資源回復計画の策定状況について

計画名	公表年度	対象漁業 (許可の分類)	主な資源管理措置
日本海西部あかがれい(ずわいがに)資源回復計画	平成 14 年度	沖合底びき網漁業(大臣許可)	・サイズ規制(アカガレイ) ・休漁口の導入 ・保護礁の設置
日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画	平成 17 年度	日本海べにずわいがに漁業(大臣許可)	・漁獲量の上限設定 ・改良漁具の導入 ・小型ガニの保護
鳥取県イワガキ資源回復計画	平成 18 年度	採貝漁業(漁業権漁業)	・漁期規制 ・一日あたりの漁獲総量制限 ・サイズ制限(漁業権区域のみ)
日本海西部・九州西海域マアジ(マサバ・マイワシ)資源回復計画	平成 21 年度	大中型まき網漁業(大臣許可漁業)	・小型魚の保護(漁場移動)
鳥取県バイ資源回復計画	平成 22 年度	ばいかご漁業(漁業権漁業)	・小型貝の保護 ・漁期制限 ・保護区設定 ・種苗放流

3 資源管理の方向性

本県の漁業は、漁業経費の高騰や魚価の低迷に加え、水産資源の減少により経営環境は益々厳しさを増している。この厳しい状況を乗り越え、鳥取県の漁業を持続可能な産業とするため、漁業調整規則等の公的規制の遵守を徹底するとともに、これまでに取り組んでいる TAC 管理や資源回復計画の取り組みも含め、本指針に基づく漁業者の自主的な資源管理の取組を促進することにより、水産資源の維持、回復を推進するものとする。

なお、本指針における公的規制とは、漁業関係法令に基づく各種規則(漁業調整規則及び海区及び広域漁業調整委員会指示を含む。)を指すものとするが、公的規制であっても従来自主的に実施されていた資源管理のための取組であって、水産基本計画(平成 14 年 3 月閣議決定)に基づく取り組みの開始された、平成 14 年度以降にこれら公的措置に移行したものについては、本指針においては、自主的な取組とみなし、取り扱うものとする。

第 2 海洋生物資源毎の動向及び管理の方向

【魚種別資源管理】

1 スルメイカ・ケンサキイカ

スルメイカ：

スルメイカは、本県の主幹漁業の一つであるいかつり漁業で主に漁獲される。このうち総トン数 5 ～ 30 t の漁船を使用するいかつり漁業は「小型いかつり漁業」と言い、知事許可(大臣届出)漁業となっている。本県では、イカの回遊にあわせて日本海各地で操業する 19 t 型漁船(10 t 以上 30 t 未満)と、主に本県沖合で操業する 10 t 型漁船(5 t 以上 10 t 未満)がある。なお、5 t 未満の船舶を使用して操業するものは、自由漁業であるが、その操業形態はほぼ 10 t 型漁船の小型いかつり漁業と同様で、本県沖合を主漁場としている。しかしながら、近年は本県沖合における漁場形成が極めて不安定であり、特に晩秋～晩冬の兩下期の漁場がほとんど形成されない状況にある。

スルメイカは、本県の沿岸漁業の中で最も水揚げの多い魚種であり、本県船による漁獲量(県外海域での漁獲を含む)は、概ね 3,000 t 前後である(下図)。

なお、平成 26 年（2014 年）度の資源評価調査によると、日本海におけるスルメイカ資源の状況は秋季発生群が高位横ばい、冬季発生群が中位横ばい傾向にあると判断されている。

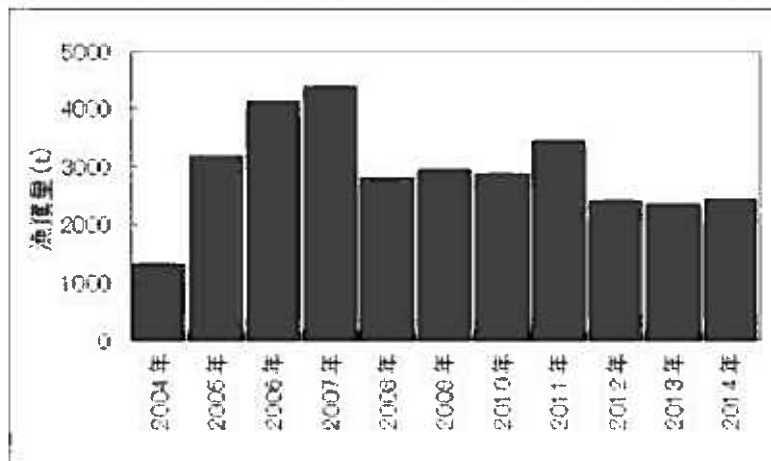


図 鳥取県船によるスルメイカの漁獲量の推移（鳥取県水産課調べ）

ケンサキイカ

ケンサキイカは本県の沿岸漁業の中で水揚げ上位の魚種であり、漁獲量は 2011 年の 1,082t をピークに減少している（下図）。平成 26 年（2014 年）年度の資源評価調査によると、日本海、東シナ海系群のケンサキイカの資源水準は、低位横ばい傾向と評価されている。

ケンサキイカもスルメイカと同様、主にいかつり漁業で漁獲されるが、漁場がスルメイカよりも沿岸よりに形成されるため、スルメイカに比べるとより未満の小規模漁船による漁獲の割合が高くなる。

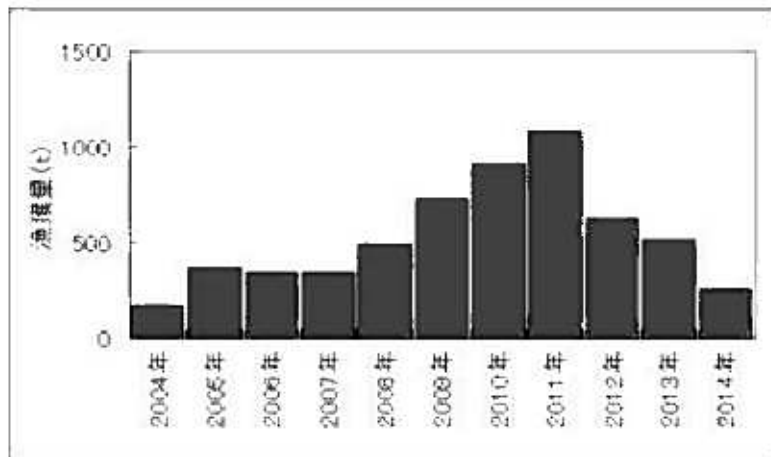


図 鳥取県船によるケンサキイカの漁獲量の推移（鳥取県水産課調べ）

（2）資源管理目標

現状の資源状況を維持することを目標とする。

（3）資源管理措置

いかつり漁業

スルメイカについては TAC（漁獲可能量）による管理の体制がすでに制度化されている。また、この漁業については、使用する集魚灯の光力によって漁獲圧が変わるため、漁業調整規則や許可の制限又は条件などで光力制限等が設定されている。これら、TAC 制度や公的規制の遵守による資源管理の推進に加え、現状の資源状態を維持するため、下記の自主的措置に取り組み漁獲努力量の削減を図る必要がある。

① 休漁日の設定（毎年の漁期前に決定）

上記措置のほか、光力の上限定定などの措置にも取り組み、資源の維持増大を図る必要がある。
 なお、他道府県海域で操業する者にとっては、自県海域同様、当該海域における公的資源管理措置を遵守するとともに、資源の維持増大のための措置についても取り組む必要がある。

さらに、漁業経営の改善のために、船底清掃、防汚塗料の塗布、漁場情報の共有化などの省燃油活動に努める必要がある。

2 アカイカ（ソデイカ）

（1）資源及び漁獲の状況

ソデイカは鳥取県では「アカイカ」と呼ばれており、外套長（胴体の長さ）が 80cm 以上にも達する大型のイカである。本県におけるアカイカの漁獲量は、平成 5 年（1993 年）頃より増加し、夏季～秋季の沿岸漁業を支える重要な資源となっている。日本海に來遊するアカイカの資源量は対馬暖流の流況に左右されることが明らかとなっており、さらに本県沖におけるアカイカの漁場形成は、秋季における山陰若狭沖冷水の位置や強さに左右されることが知られている。

アカイカは樽流し漁業により主に漁獲される。この漁法は、日出から日没まで操業し、一隻あたり 30～50 個の漁具を所持し、赤い蛍光塗料を塗った発泡スチロール製浮標に一連の番号を記入し、番号順に約 100m 間隔で沖合へ向かって漁具を投入する（下图参照）。イカが掛かると浮標が立つので、それを合図に漁具を揚げる。漁期は 8～12 月で、漁場は水深 100m 以深の沖合海域である。

当該漁業は自由漁業であり、公的な規制は設けられていないが、操業者数も多いため、漁場利用の観点から、樽数、漁具間隔などについて漁業者間の中し合わせが設けられている。

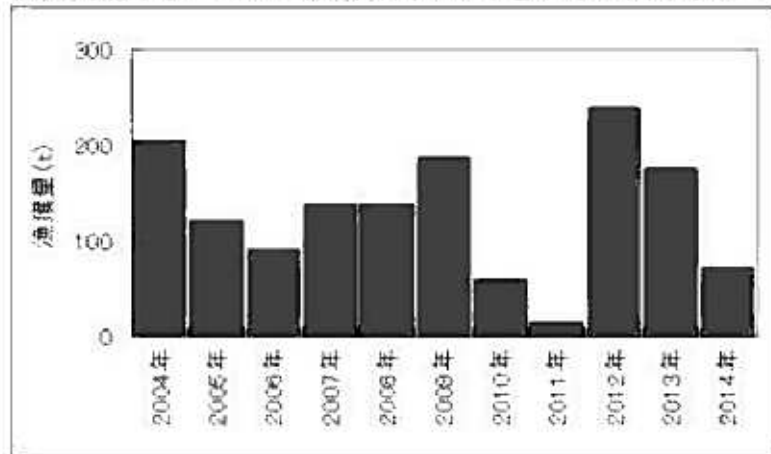


図 鳥取県におけるアカイカの漁獲量の推移（鳥取県水産課調べ）

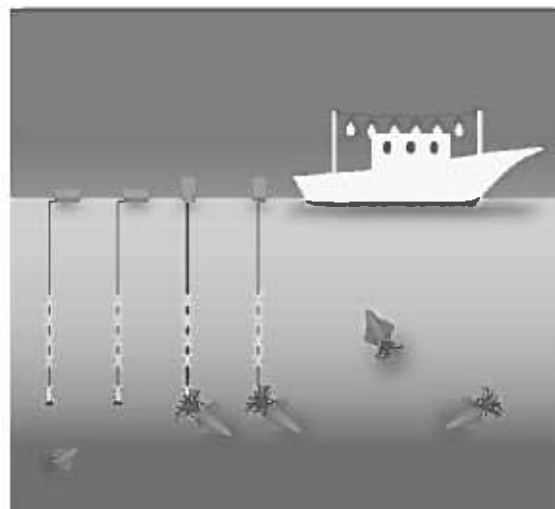


図 あかいカ樽流し漁業の概略図

(2) 資源管理目標

現状の資源状況を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

あかいか樽流し漁業：

日本海に來遊するアカイカの生態は不明な**点が多いが**、盛漁期における過剰な漁獲集中を抑制し、資源の効率的な利用を図るため、下記①に示す自主的措置を実施することが必要である。

① 休漁口の設定（毎年の漁期前に決定）

また、上記措置のほか、漁業経営の改善のために、船底清掃、防汚塗料の塗布などの省燃油活動に努める必要がある。

3 コウイカ類

(1) 資源の状況

本県で漁獲されるコウイカ類はコウイカ、カミナリイカなどの種により構成されているが、詳細については不明である。資源の状況についても詳細は不明であるが、鳥取県における漁獲量は、**40t**前後で比較的安定している（下図）。

本県におけるコウイカ類の漁獲は、こういかかご網漁業（下図）によるものが多い。コウイカ類の漁期は3～5月で、漁場は水深30m前後の海域である。かご網の中には木の枝を束にして入れ、産卵のためにかごに入ったイカを漁獲する。この漁業は、自由漁業であり、公的な規制は設定されていない。

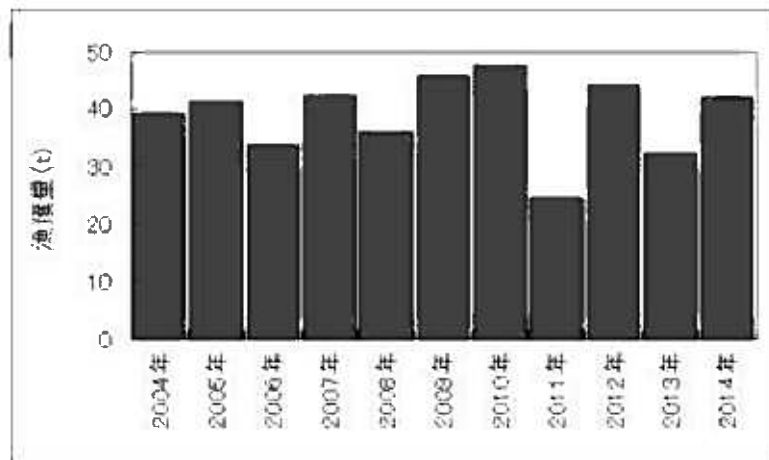


図 鳥取県におけるコウイカの漁獲量の推移（鳥取県水産課調べ）

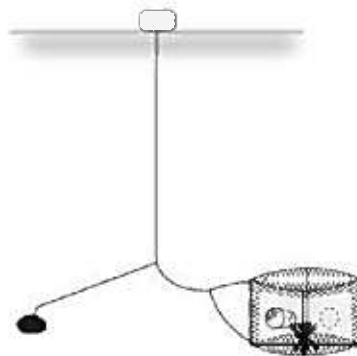


図 こういかかご網概略図

(2) 資源管理目標

現状の資源を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

こういかかご網漁業

こういかかご網漁業に関する公的規制は設けられていない。しかし、この漁業は一定期間、海面にかご網を設置する占有性の高い漁法であるため、漁場利用の観点から、操業区域に関して、漁業者間で申し合わせをしている地区が多い。

なお、資源保護上の観点からは、下記①に記す自主的措置を導入し、漁獲努力量の削減を図る必要がある。

① 休漁期間の設定

4 シラス（カタクチイワシ）

(1) 資源及び漁獲の状況

鳥取県におけるカタクチイワシの漁獲は、主に大中型まき網によって漁獲され、沿岸漁業では主にいわし・あじ機船船びき網とすくい網により漁獲される。平成 26 年（2014 年）度の資源評価調査によると、カタクチイワシの対馬暖流系群の資源状況は低位減少傾向にあると判断されている。本県沿岸漁業におけるシラス漁場は、県西部の美保湾内及びその周辺に限られており、漁獲量（下图）は資源動向そのものよりも、来遊状況に左右されるものと考えられる。

なお、いわし・あじ機船船びき網は 1 そうびき許可と 2 そうびき許可があり、県西部においてそれぞれ 5 件、2 件の許可が出されている。また、当該漁業は漁期が 10 月 15 日から 5 月 31 日（2 そうびき）または 3 月 31 日（1 そうびき）までに制限されている。

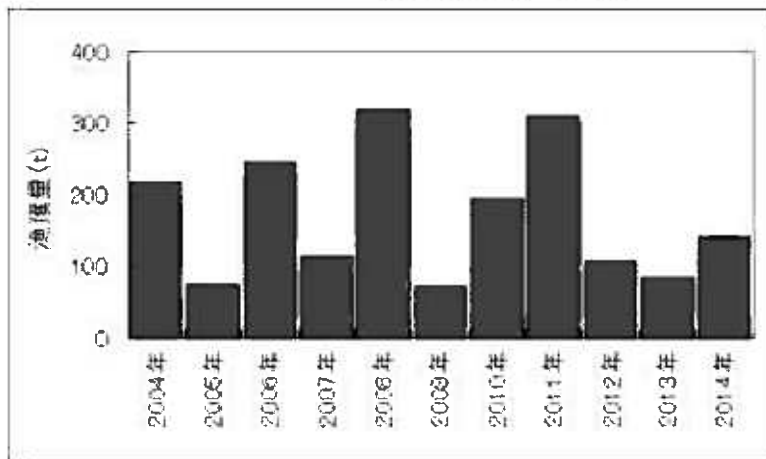


図 鳥取県におけるカタクチイワシの漁獲量（大中型まき網を除く、鳥取県水産課調べ）

(2) 資源管理の目標

現状の資源を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

いわし・あじ機船船びき網漁業

本県に水揚げされるカタクチイワシはまき網漁業によるものが圧倒的に多く、沿岸漁業での漁獲量は、その 1/10 ～ 1/100 程度である。カタクチイワシの近年の資源状況としては低位減少傾向にあると判断されているが、いわし・あじ機船船びき網漁業については、公的規制による休漁期間の設定と合わせ、漁期中の安定的かつ計画的な漁獲を達成するための方策として、下記①の自主的措置に取り組み、漁獲努力量の削減を図る必要がある。

① 休漁日の設定（毎年の漁期前に決定）

5 トビウオ類

(1) 資源及び漁獲の状況

本県で漁獲されるトビウオ類は、ホソトビウオ（地方名：丸あご）とツクシトビウオ（地方名：角あご）の2種があり、漁獲量は前者の方が多い。本県におけるトビウオ類の漁獲量については、概ね200t前後で安定しているが、資源状況の詳細については不明である。

トビウオ類は、主に下図に示すとびうおまきあみ漁業によって漁獲され、その他にも刺網、すくい網などで漁獲される。

とびうおまき網漁業は、10t未満の小型漁船により操業される。漁具は下図のような構造をしており、引き網にぶり板と呼ばれる白く塗った杉板を装着するのが特徴である。

田後、青谷、赤碕地区などで操業が行われており。漁場は距岸1,000～6,000mの海域で、漁期は5～8月である。

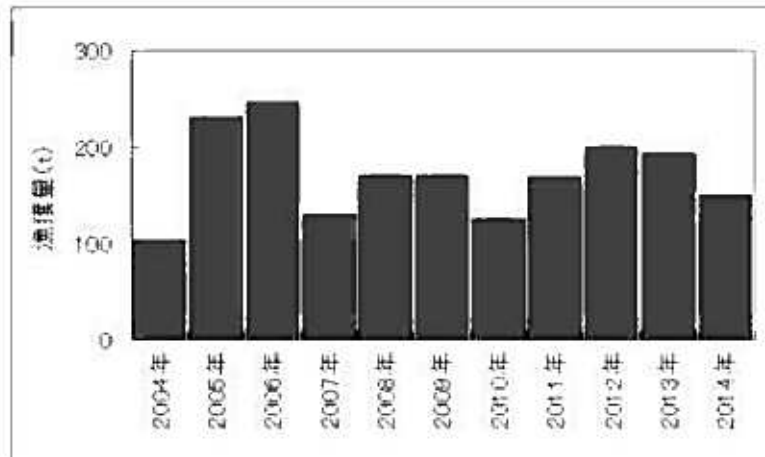


図 鳥取県におけるトビウオ類の漁獲量（鳥取県水産課調べ）

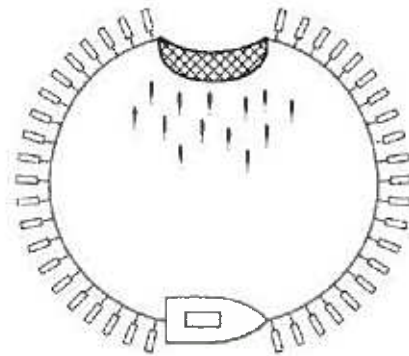


図 とびうおまき網漁業の概略図

(2) 資源管理の目標

現状の資源状態を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

とびうおまき網漁業：

本漁業は漁期も2～3ヶ月程度と短く、県内における実働操業隻数は5隻程度と少ないが、現状の資源状態を維持するため、下記①の自主的措置に取り組み漁獲努力量の削減を図る必要がある。

- ① 休漁日の設定（毎年の漁期前に決定）

6 シイラ

(1) 資源及び漁獲の状況

シイラは主に下図に示すシイラ積り漁業で漁獲される。この漁法は、積木に集まったシイラをまき網により漁獲する漁法で、かつては県内の各地で行われていた。現在は、伝統漁法となり、浜村地区と赤碓地区でそれぞれ1隻ずつしか操業していない。漁場は陸岸から5,000～50,000mの海域で、ここにつけ木が1,500m間隔で1列に30個程度に設置される。漁期は6～10月となっている。

シイラの資源状況の詳細については不明であるが、漁獲量は減少傾向にある。

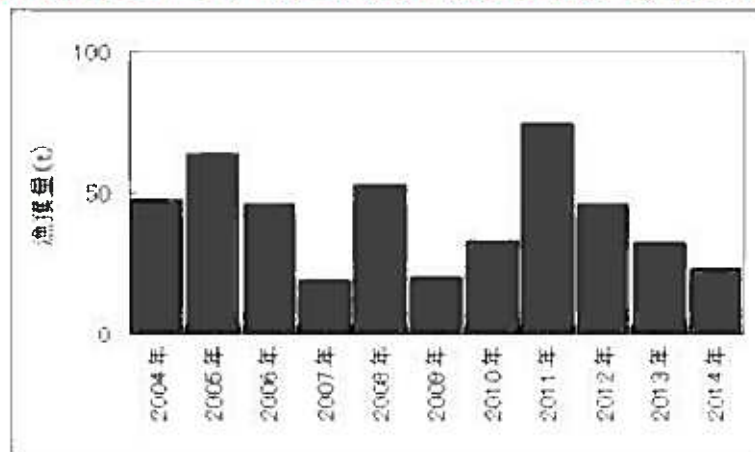


図 鳥取県におけるシイラの漁獲量の推移（鳥取県水産課調べ）



図 シイらつけ漁業の概略図

(2) 資源管理目標

現状の資源状態を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

しいらつけ漁業：

当該漁業の漁期は短く、漁獲量は来遊資源の回遊状況に大きく左右される。また、県内における実働操業隻数は2隻と少ない。今後も、現状の資源状態を維持するため、下記①の自主的措置に取り組み漁獲努力の削減を図る必要がある。

① 休漁日の設定（毎年の漁期前に決定）

また、上記措置のほか、漁業経営の改善のために、船底清掃、防汚塗料の塗布などの省燃油活動に努める必要がある。

7 バイ

(1) 資源及び漁獲の状況

バイ（地方名：キンコバイ、黒バイ）の漁獲量は昭和 62 年から 10 年以上の間、6 ヶ米満の低水準で推移した。これは、船底塗料に含有している有機スズ等の環境ホルモンの影響により雌貝が雄化し、再生産能力が低下したことが原因と考えられている。しかし、平成元年以降、国内で有機スズを含有する船底塗料の使用が禁止され、近年はバイの資源は回復基調が見られている。

バイは主にはいかご漁業で漁獲され、特に県西部美保湾では、この漁業が盛んである。また、バイは第一種共同漁業権魚種となっており、漁業権設定海域では、漁業権を免許された者以外がこれを採捕することは出来ず、漁期や漁獲サイズの規制については、漁業権行使規則により規定されている地区もある。

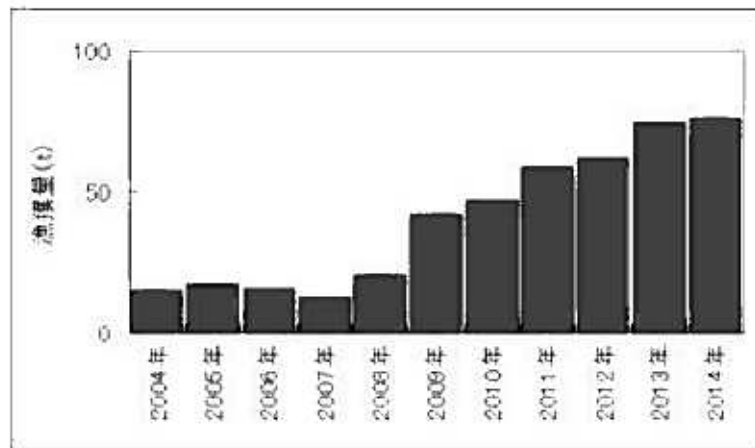


図 鳥取県におけるバイの漁獲量（鳥取県水産課調べ）

(2) 資源管理目標

回復基調の見られる資源を、今後も増大させることを目標とする。

(3) 資源管理措置

いかご漁業：

漁業権行使規則に定めたサイズ規制を遵守するものとし、漁獲努力量の削減を図るため、下記①に示す自主的措置を導入する必要がある。

① 休漁期間の設定

なお、上記の措置のほか、各地区ですでに実施されている小型貝（殻高 3cm 以下）の漁獲の制限、漁具（使用かご数）の制限、産卵のための保護区の設定についても引き続き継続して取り組む必要がある。また、**産卵器設置などによる積極的な増殖に努めていく必要がある。**

8 タコ類

(1) 資源及び漁獲の状況

タコ類（主にマダコ）の資源状況の詳細については不明であるが、漁獲量は近年は減少傾向にある。タコ類は小型底びき網等での混獲等もあるが、たこつぼ漁業で主に漁獲される。この漁業については、本県では美保湾地区で盛んに行われており、他の地区ではほとんど見られない。たこは第一種共同漁業権魚種となっているが、たこつぼ漁業については公的な規制は特に定められていない。

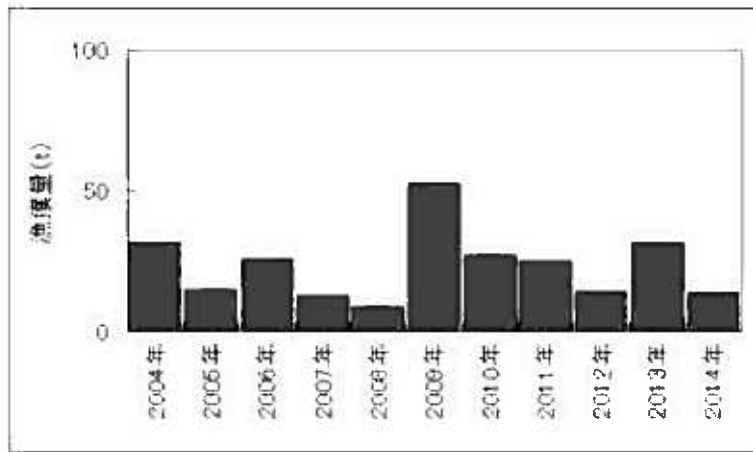


図 鳥取県におけるタコ類の漁獲量（鳥取県水産課調べ）

（２）資源管理の目標

現状の資源状態を維持することを目標とする。

（３）資源管理措置

たこつぼ漁業：

本県で漁獲された漁業であるが、下記①に記す自主的措置を導入し、漁獲努力量の削減を図る必要がある。

① 休漁期間の設定

9 カワハギ類

（１）資源の状況

本県で漁獲されるカワハギ類は、カワハギ、ウマヅラハギ、ウスバハギなどがあるが、これらの中ではウマヅラハギの漁獲量が圧倒的に多い。平成 26 年（2014 年）度の資源評価調査によると、日本海、東シナ海系群のウマヅラハギの資源動向は低位減少傾向にあると判断されている。

ウマヅラハギはかわはぎかご網漁業で主に漁獲される。この漁業は、従事者数が近年増加しており、特に県中部地区で盛んに行われている。漁具は、下図のような構造をしており、中にアミエビ等を入れ、潮の流れを考慮しながら瀬の中へ設置する。1 回の操業時間は、魚が餌を食いつくさなまでの 40～60 分程度である。漁具は 3 セット使用し、順次操業していく。

かわはぎかご網漁業は従前は自由漁業となっていたが、平成 27 年（2015 年）10 月より許可制へ移行し、許可の制限又は条件により、使用できるかご数（3 かご以内）、操業時間（夜間禁止）が公的規制として取り扱われることとなった。

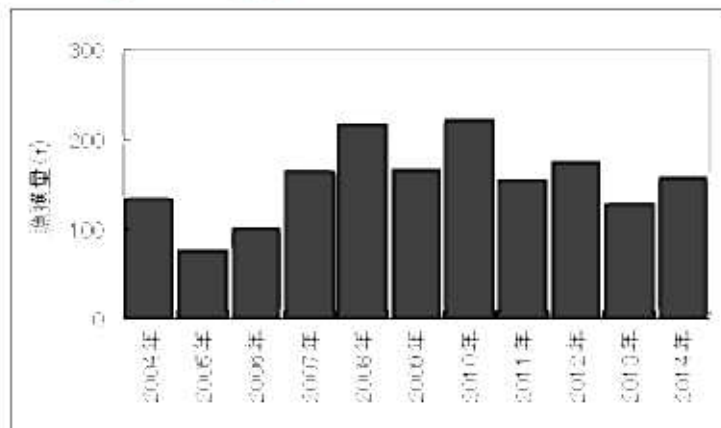


図 鳥取県におけるカワハギ類の漁獲量（鳥取県水産課調べ）

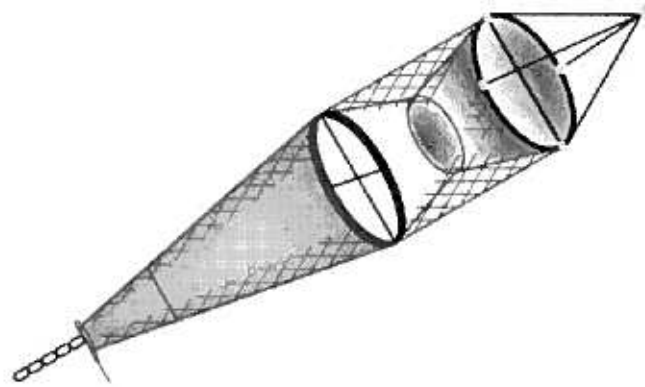


図 かわはぎかご網漁業の漁具概略図

(2) 資源管理の目標

かわはぎかご網漁業の従事者数の増加などに伴い、本県における漁獲量は比較的安定している。しかし、漁業者からはウマヅラハギの資源は減少傾向にあるという意見も聞かれる他、資源評価調査では、資源は減少傾向にあると判断されている。今後の資源動向に留意しつつ、現状の資源状態を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

かわはぎかご網漁業

県中部地区（県漁協木所～泊支所）では、漁業者数の増加に伴い、使用できる魚礁または天然礁の数に自主的な制限を設けて、漁業秩序の維持が図られている。

本指針では、琵琶魚の保護を目的とした下記①の自主的措置に取り組み、資源の持続的な利用を図る必要がある。

① 休漁期間の設定

また、上記措置のほか、資源状況に応じた機動的な対応により、小型魚の再放流に努め、資源の有効利用を図る必要がある。

【漁業種類別の管理】

1 小型機船底びき網（えびけた網）漁業

（1）漁獲の状況

この漁業は法定知事許可漁業で、許可定数も定まっておらず、かつては本県の沿岸漁業の基幹漁業となっていた。しかしながら、従事者数は近年減少傾向にある。この要因としては、主な漁獲対象種であったメイトガレイ類（ホンメイト、バケメイト）、ヒラメ等の資源水準が低迷していることが挙げられる。また、漁獲される魚種についても、タイ類、カワハギ類など暖海性魚種の割合が高くなりつつある。

なお、この漁業については、資源保護上の観点から、漁業調整規則や許可の制限又は条件等の公的な規則において禁漁期や禁漁区が定められている他、ヒラメ、マダイ、メイトガレイ類などについて、サイズ規制を自主的に取り組んでいる地区もある。

なお、当該漁業については、特定の魚種にターゲットを絞った漁法ではないことから、魚種を特定した資源管理は困難であり、漁業種類として包括して管理する。

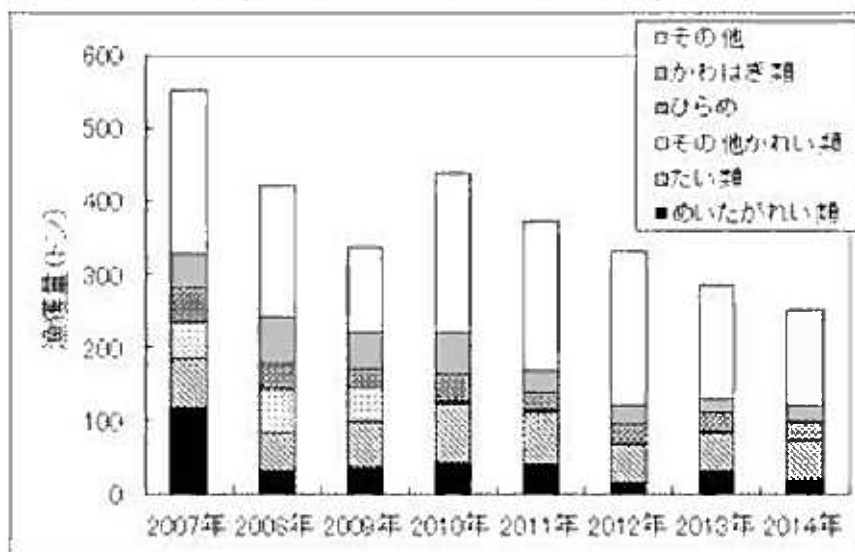


図 鳥取県の小型底びき網の魚種別漁獲量（鳥取県水産課調べ）

（2）資源管理措置

当該漁法は、ヒラメやメイトガレイ等の異体類を主に漁獲してきたが、漁法の特長上、これらの小型魚が多く漁獲されてしまう傾向がある。このため、地域の漁業の実情に応じ、小型魚の保護対策が実践されてきた。

また、当該漁業については、許可の制限又は条件により2ヶ月間の休漁が設けられている。しかしながら、漁獲対象となる資源は全般的に減少傾向にあり、これらを回復させるために、さらに下記①の自主的措置に取り組み、漁獲努力量の削減を図る必要がある。

① 休漁日の設定（毎年の漁期前に決定）

なお、上記の措置のほか、小型魚の保護対策として実践されている下表の取組について今後も継続して取り組むとともに、未実施の地区についても導入の推進に努める必要がある。

さらに、県西部美保湾地域では、ヒラメの種苗放流による資源増殖の取組が行われており、これらの積極的資源増殖策を継続して実施する必要がある。

漁獲サイズ制限	ヒラメ（全長 25cm）、メイタガレイ類（全長 14cm）、マダイ（尾叉長 13cm）
漁具（網目）制限	毎年漁期始め（6月）に漁業者協議会（資源管理実践協議会小底部会）で協議し、袋網の目合いに関する申し合わせを行う。 資源動向や稚魚の発生動向による機動的対応によりさらなる目合い拡大を行う。
操業禁止区域	1～9月：鳥取市浜坂と福部村の境界から正北の線～阿弥陀川河口の正北の線、水深 30m 以浅 10～12月：鳥取市浜坂と福部村の境界から正北の線～湯梨浜町宇野と宇谷界の正北の線、距岸 1,000 m 以内

2 固定式刺網漁業

(1) 漁獲の状況

固定式刺網漁業のうち、網地が一重の漁具を使用するものは漁業許可上、固定式刺網（一重網）漁業、網地が二重以上のものは、固定式刺網（三重網）漁業に分類されている。

一重網については、主に夜間に魚礁や天然の瀬を囲むような形で網地を設置し、投網後数時間程度で揚網するまき刺網（符刺網）型の漁法と、魚の通り道に網地を張り、半日から1日間程度設置する張り置き型の漁法がある。前者についてはハマチ、サワラなどを主な漁獲対象とするハマチ網、マダイ、チダイ等を漁獲対象とするタイ網、マアジ等を主な漁獲対象とするアジ網等があり、本県の沿岸漁業の軸となっている。一方、後者は磯魚類など多種多様な魚種を漁獲するが、規模、従事者数とも多くはない。また、一重網漁業の中にはサザエを漁獲対象としたサザエ網もあり、この漁法については県西部地区（御素屋支所など）で盛んに行われている。

三重網漁業の主な漁獲対象種は、ヒラメである。三重網は網に絡まった魚が逃げられないことから地獄網とも呼ばれる。このように、この漁法は漁獲効率が良いと考えられているため、資源保護上の観点から、許可の制限又は条件で、漁具や操業時間などの制限が規定されている。

固定式刺網漁業は、上述のように多種多様な操業形態があるが、それぞれの漁業者は、資源の来遊状況や魚価の動向により、網を変えてより収益性の高い魚種を狙うのが一般的な操業形態である。従って、魚種を特定した資源管理は困難であり、漁業種類として包括して管理する。

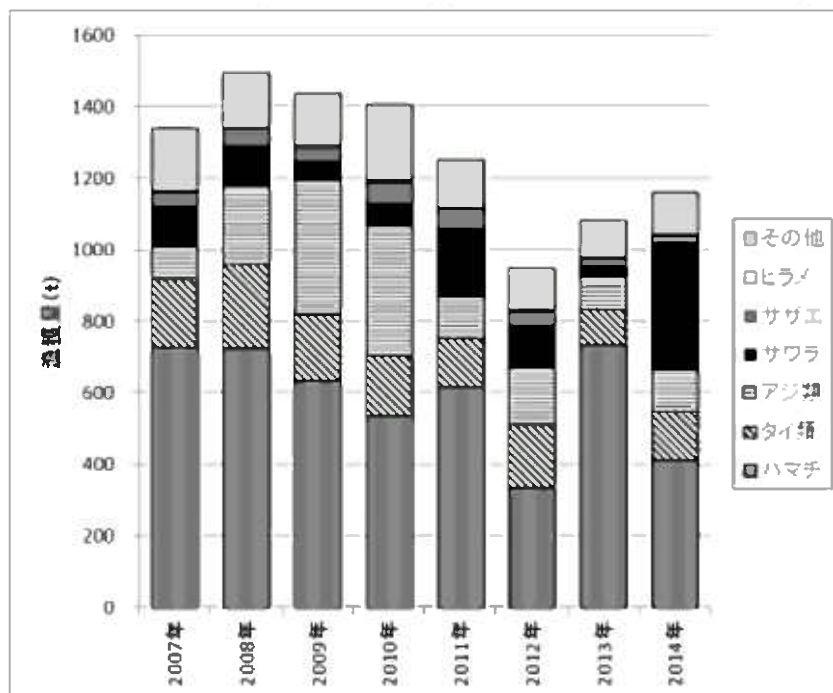


図 鳥取県の刺網の魚種別漁獲量（鳥取県水産課調べ）

(2) 資源管理措置

当該漁法の主な漁獲対象種であるハマチ、マダイ等の資源は、概ね安定している。今後もこの資源状態を維持し、漁獲の過剰な集中を防ぐための自主的措置として、下記①の措置に取り組む必要がある。

① 休漁日の設定（毎年の漁期前に決定）

なお、上記の措置のほか、県東部海域で自主的に取り組まれているヒラメ（全長 25cm）、マダイ（尾叉長 13cm）の漁獲サイズ制限については、今後も継続して取り組むとともに、未実施の地区についても導入の推進に努める必要がある。また、従来より取り組まれているマダイ、ヒラメの産卵群の保護を目的に設定された5月における三重網の禁漁区の設定についても継続して取り組む必要がある。

さらに、漁業経営の改善のために、沿岸潮流観測ブイによる観測データ有効利用の普及、船底清掃や防汚塗料の塗布などの省燃油活動に努める必要がある。

3 小型定置網漁業

(1) 漁獲の状況

本県では、平成 25 年（2013 年）以前は、知事許可に基づく小型定置網漁業（水深 27 メートル以浅の海域）が岩美町浦富地区及び大山町御来屋地区の地先で営まれていた。しかし、これら 2 経営体については、身網の移設（設置される部分の最深部が水深 27 m 以深）にともない、平成 25 年 9 月より定置漁業権の免許を受けた。加えて、近年、鳥取市夏泊地区、米子市淀江地区の地先で新たに知事許可に基づく小型定置網が新設された。漁獲物はマアジ、サワラ、ハマチ、イカ類、マダイなどである。なお、当該漁業については、他種混獲型の漁法であることから、魚種を特定した資源管理は困難であり、漁業種類として包括して管理する。

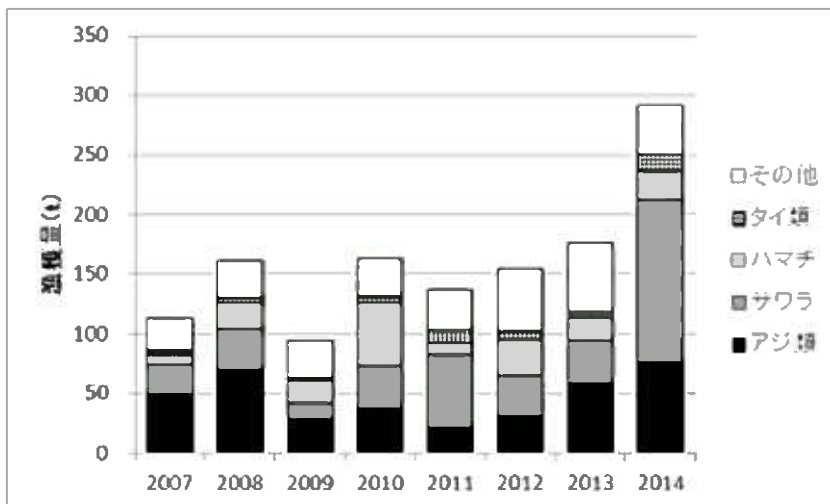


図 鳥取県の小型定置網の魚種別漁獲量（鳥取県水産課調べ）

(2) 資源管理措置

当該漁業は現在 4 地区 6 ヶ網あり、漁獲圧力は低いと判断されるが、今後も漁獲努力量を現状程度に抑制するため、下記①の自主的措置に取り組む必要がある。

① 休漁期の設定

なお、上記の措置の他、ヒラメ（全長 25cm）、マダイ（尾叉長 13cm）の漁獲サイズ制限については、今後も継続して取り組むとともに、未実施の地区についても導入の推進に努める必要がある。

また、クロマグロの資源の低迷が、近年、全国的な問題となっている。水産庁による 30 kg 未

満の未成魚の漁獲抑制措置に積極的に協力し、採捕自粛の要請が発動した際には、再放流に努める必要がある。

4 採貝（採藻）漁業

（1）漁獲の状況

採貝、採藻漁業は第一種共同漁業権に基づき操業されているが、潜水器を使用する場合には、本県では漁業許可が必要となる。貝類についてはアワビ、サザエ、イワガキ等が水揚げされる。藻類についてはワカメ、アカモクなどの水揚げがあるが、漁獲量はごくわずかである。

当該漁業については、一度の操業で多様な魚種を漁獲するため、漁業種類として包括的に管理するものとする。

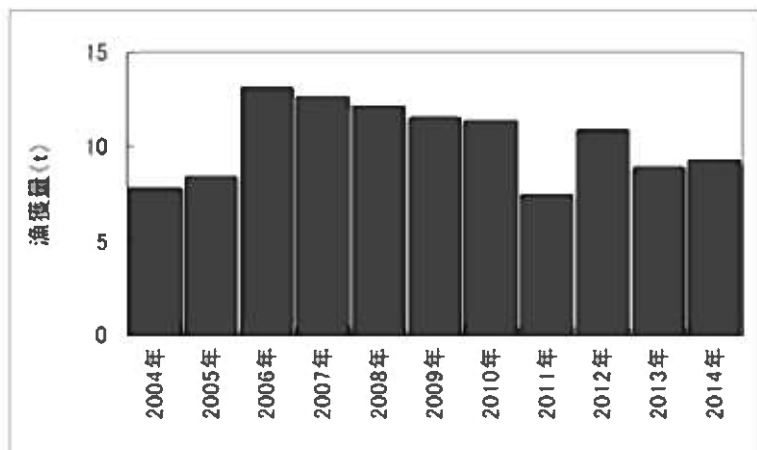


図 鳥取県におけるアワビの漁獲量（鳥取県水産課調べ）



図 鳥取県におけるサザエの漁獲量（鳥取県水産課調べ）

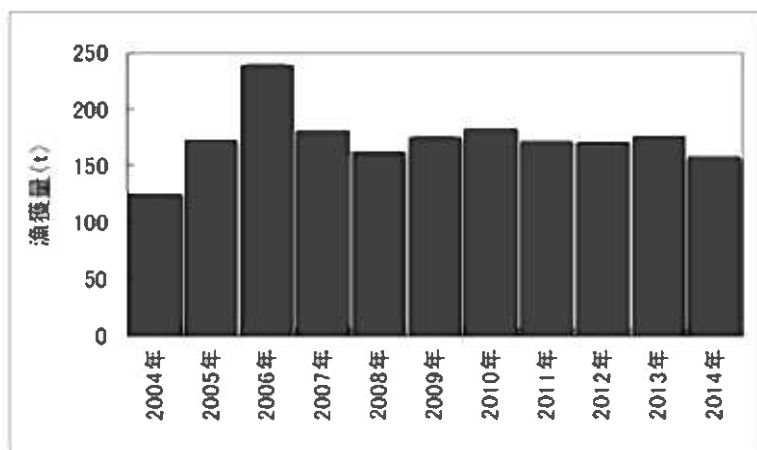


図 鳥取県におけるイワガキの漁獲量（鳥取県水産課調べ）

(2) 資源管理措置

採貝、採藻漁業については、漁期や漁獲サイズの規制については、漁業権行使規則により地区毎に詳細が定められているが、**加えて**下記①及び②の自主的措置に取り組みにより、漁獲努力量の抑制を図る必要がある。

① 休漁日の設定（毎年の漁期前に決定）

② イワガキの漁期の設定

さらには、アワビ、サザエについては種苗放流による積極的な増殖が推進されている**ほか**、密漁防止の**取組**が各浜で行われており、引き続きこれらの**取組**を推進するとともに、イワガキについては、平成 18 年に策定された鳥取県イワガキ資源回復計画に基づき、漁獲サイズの制限や漁獲量の上限を設定している地区もあり、これらの取り組みについても引き続き実施する必要がある。

加えて、藻場造成やイワガキ漁場の付着面再生といった漁場環境の管理に関する**取組**を積極的に実施し、生産基盤の維持、強化を図る必要がある。

また、本県では海藻類が水産資源としてあまり利用されていないが、これらは漁業者の副収入源としての活用が期待できる資源である。既利用資源であるワカメ、アカモク等だけでなく、現在利用されていない海藻類の活用方法を開発し、これらの資源を有効活用することにより、漁業経営の改善を図る必要がある。

5 釣り漁業（立て釣り、曳き縄釣り等）

(1) 漁獲の状況

当県における釣り漁業は、大きく分けて立て釣りと曳き縄釣りに分類出来る。立て釣りについては、天然瀬や人工魚礁において、ヒラメ、タイ、ハマチ、アジ類等を漁獲するものがある。また、曳き縄釣りについては、潜行板を用いたヒラメの曳き縄釣りが盛んな他、サワラ資源の増加に伴い、県西部を中心にサワラの曳き縄釣りが盛んである。

当該漁業についても、漁獲対象種が複数有り、操業形態も複雑なことから、魚種を特定した資源管理は困難であり、漁業種類として包括的に管理する。

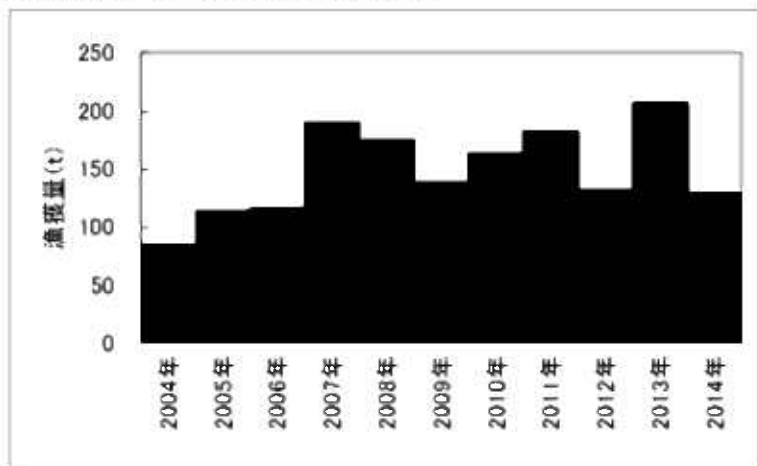


図 鳥取県における釣りによるサワラの漁獲量（鳥取県水産課調べ）

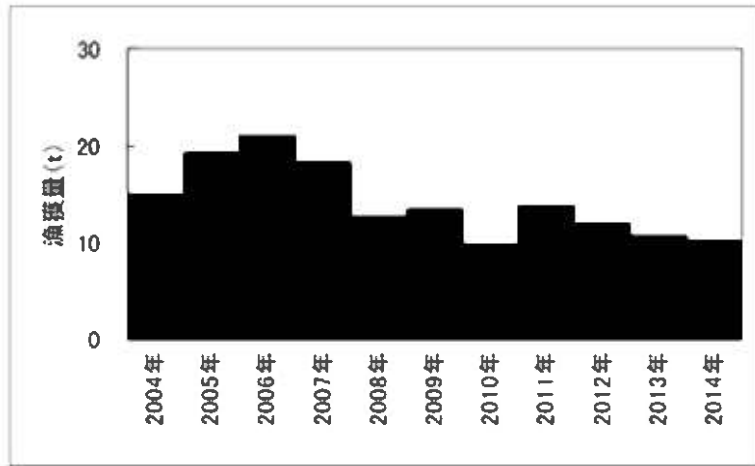


図 鳥取県における釣りによるヒラメの漁獲量（鳥取県水産課調べ）

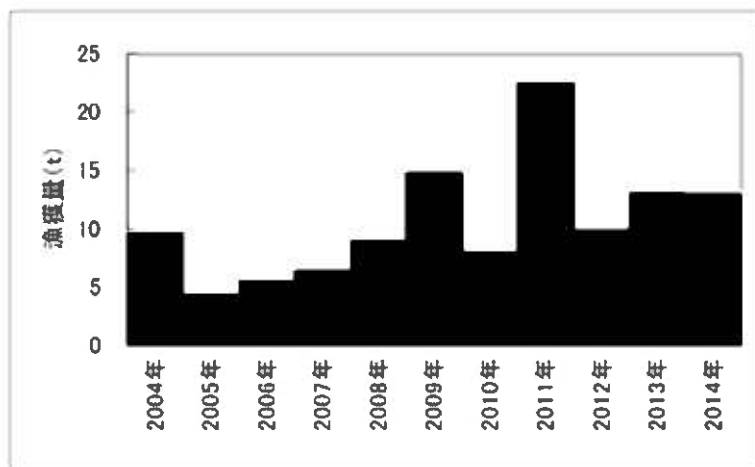


図 鳥取県における釣りによるタイ類の漁獲量（鳥取県水産課調べ）

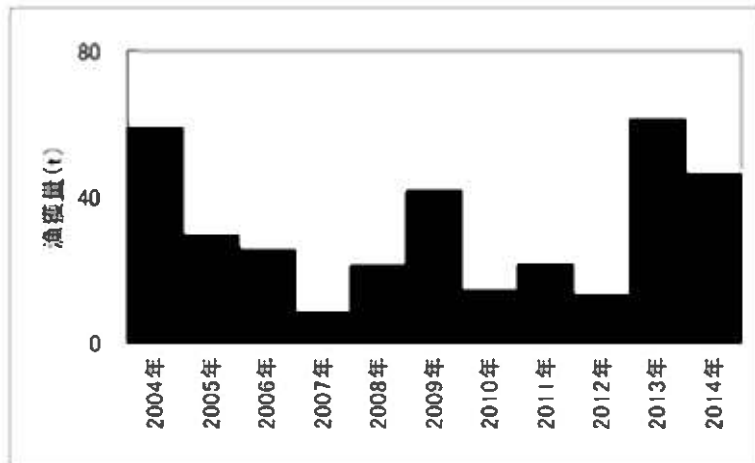


図 鳥取県における釣りによるハマチの漁獲量（鳥取県水産課調べ）

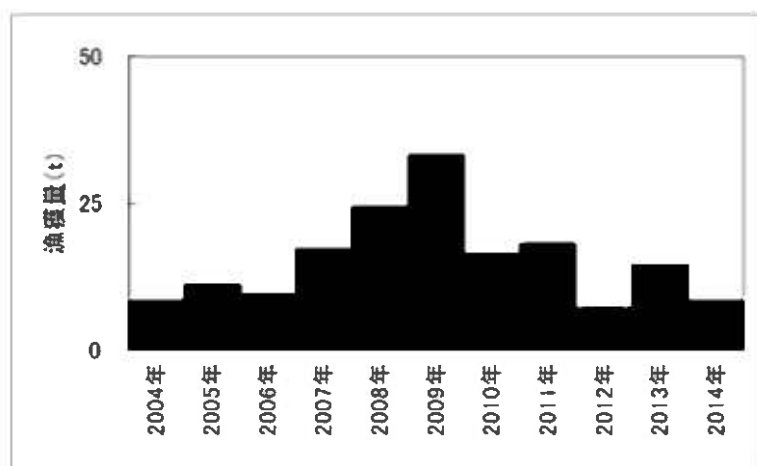


図 鳥取県における釣りによるアジ類の漁獲量（鳥取県水産課調べ）

（２）資源管理措置

釣り漁業については、操業形態、対象魚種も様々であるが、他の漁業種類と同じく下表①の取り組みにより、漁獲圧の削減を図る必要がある。

① 休漁口の設定（毎年の漁期前に決定）

なお、上記の措置の他、一部地区で実践されている、ヒラメ（全長 25cm）、マダイ（尾叉長 13cm）、キジハタの漁獲サイズ制限、種苗放流（ヒラメ、キジハタ）による資源培養措置について、今後も継続して取り組むとともに、未実施の地区についても導人の推進に努める必要がある。

さらに、サワラ等の魚種では、漁法の特性を活用した高鮮度出荷、これと並行した地域ブランド作りが、一部地区で先行的に取り組まれている。漁業経営の改善のために、これら高付加価値出荷の取組を普及し、収益性の向上を図る必要がある。

第3 その他

本管理指針に従い、関係する漁業者が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行することが必要であるため、鳥取県資源管理協議会は別紙に記載する手段を用い、その履行を適切に確認することとし、各関係漁業者は、協議会が行う履行確認に積極的に協力しなければならない。

さらに、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備などの取組に積極的に参加し、資源増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全及び整備等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。

[別紙]

資源管理措置の履行確認手段について

各漁業者の行う資源管理措置の履行確認にあたっては、下記左欄の措置毎に右欄に掲げる各手段のいずれかを用いることとする。

資源管理措置	履行確認手段
休漁 (休漁日または休漁期)	○漁協の仕切伝票及び市場の荷受け伝票等（各漁業者の出荷口が解るもの） ○漁協で作成保管する各漁業者別操業記録簿

第
平成 2 8 年 3 月 日

水産庁長官 様

鳥取県知事

鳥取県資源管理指針の協議について

資源管理指針・資源管理計画作成要領（平成 2 3 年 3 月 2 9 日付 2 2 水管第 2 3 5 4 号水産庁長官通知）第 2 の 3 の（4）の規定に基づき、鳥取県資源管理指針の変更について協議する。

- 添付書類
- ・鳥取県資源管理指針案
 - ・鳥取海区漁業調整委員会への協議文書及び回答文書
 - ・新旧対照表
 - ・変更理由書

担当

漁業調整係 太田

電 話 0857-26-7318

ファクシミリ 0857-26-8131

変更理由書

鳥取県資源管理指針（平成23年3月30日策定）の変更の理由については、下記の通りです。

記

（1）「鳥取県の漁業の概観」、「資源及び漁獲の状況」及び「漁獲の状況」の見直し

「鳥取県の漁業の概観」、「資源及び漁獲の状況」及び「漁獲の状況」に用いた統計値について、資源評価調査報告書、農林水産統計年報、漁業センサス、漁協別漁法別漁獲量（鳥取県水産課調べ）による情報を最新の値に更新し、見直しを行うもの。

（2）資源管理体制高度化推進事業による資源管理計画の評価検証に基づく見直し

平成27年度に実施した資源管理体制高度化推進事業による資源管理計画の評価、検証報告に基づき、「資源管理措置」の一部について見直しを行うもの。